

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年12月14日提出
【発行者名】	国際投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 駒形 康吉
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	佐々木 直彦
【電話番号】	03(5221)6110
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

グローバル・ソブリン・オープン(3ヵ月決算型)

(以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

ファンドの委託会社である国際投信投資顧問株式会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。委託会社である国際投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額*とします。

なお、原則として午後3時まで、取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

* 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)をそのときの受益権総口数で除した1口当たりの純資産額をいいます。(ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。)

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「グロソブ3月」として掲載されます。

国際投信投資顧問株式会社(信託契約に係る委託者であり、以下「委託会社」という場合があります。)

電話番号: 0120-759311(フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ アドレス: <http://www.kokusai-am.co.jp>

(5) 【申込手数料】

(手数料率) 申込口数に応じ、基準価額に対して	
1億口未満の場合	上限1.575% (税抜1.500%)
1億口以上の場合	上限1.050% (税抜1.000%)
(手数料率) 申込代金に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限1.575% (税抜1.500%)
1億円以上の場合	上限1.050% (税抜1.000%)
(手数料率) 申込金額に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限1.575% (税抜1.500%)
1億円以上の場合	上限1.050% (税抜1.000%)

申込手数料は、申込口数、申込代金または申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。

* 申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。

* 申込金額は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額です。償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込みの場合（以下「償還乗換え」といいます。）には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。くわしくは販売会社に確認してください。

販売会社は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った当該販売会社で、当該信託の信託期間の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取代金または解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間内に、当該販売会社でファンドの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を独自に定めることができます。

販売会社は、「グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）」および「グローバル・ソブリン・オープン（1年決算型）」の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った当該販売会社で、当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取代金または解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でこの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。

「自動けいぞく投資コース」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、前記 から までの販売会社がそれぞれ定める手数料率の照会先は当該販売会社となります。

(6) 【申込単位】

収益分配金の受取方法により、2つのコースがあり、申込単位が異なります。（原則として、コースを途中で変更することはできません。）

（当初元本1口＝1円）

「分配金受取コース」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）

1万口単位または1万円以上1円単位

「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位

なお、「自動けいぞく投資コース」について、販売会社によっては、定期引出契約^{*}を締結することができる場合があります。

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下

同じ。)に関する契約^{*}を締結することができる場合があります。その場合は、当該契約で規定する申込単位となります。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は当該販売会社となります。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

(7)【申込期間】

平成23年12月15日から平成24年12月12日までです。

ただし、取得申込みの受付は、日本における販売会社の営業日に限り行われます。

* 申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8)【申込取扱場所】

販売会社で申込みの取扱いを行います。

販売会社の照会先は以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311(フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、株式会社りそな銀行(信託契約に係る受託者であり、以下「受託会社」といいます。)の指定するファンドに係る口座に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

前記「(8)申込取扱場所」に同じです。

申込代金は取得申込みを行った販売会社へ払込むものとします。

(11)【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込みの方法

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

取得の申込みのときに「分配金受取コース」または「自動けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなります。(原則として、コースを途中で変更することはできません。)

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、初回の取得申込みのときに販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款^{*}」に基づく契約の締結等の諸手続きが必要となります。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

その他留意事項

- a . 金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。
- b . 申込代金には利息をつけません。
- c . 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

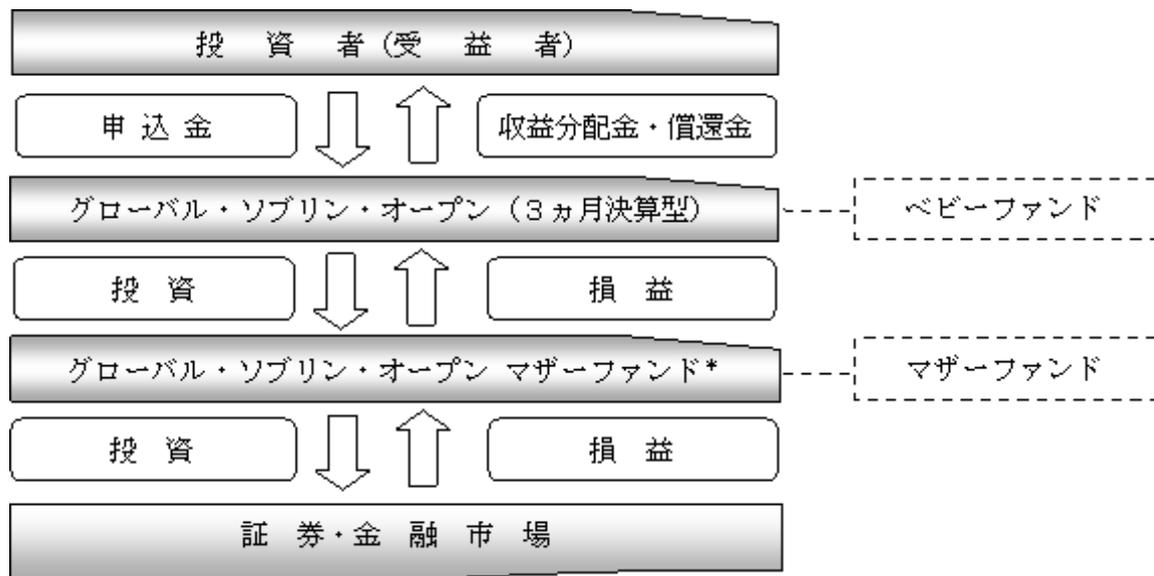
1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファミリーファンド方式*により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

* ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



* 「グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド」については、以下「マザーファンド」という場合があります。

信託金の限度額

1兆円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

基本的性格

社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル(日本含む)		
大型株	年2回	日本		
中小型株		北米	ファミリー	あり
債券	年4回	欧州	ファンド	(適時ヘッジ)
一般	年6回 (隔月)	アジア		
公債		オセアニア		
社債	年12回 (毎月)	中南米		
その他債券 クレジット属性	日々	アフリカ		
不動産投信	その他	中近東(中東)	ファンド・ オブ・ファ ンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券 公債・高格付債))		エマージング		
資産複合				

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 (投資信託証券(債券 公債 ・高格付債))	投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として、債券(公債 ^{*1} ・高格付債 ^{*2})に投資する。
年4回	目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル(日本含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジあり (適時ヘッジ)	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうち適時ヘッジを行うものをいう。恒常的に為替ヘッジを行うものではありません。

* 1 公債・・・目論見書又は投資信託約款において日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。)に主として投資する旨の記載のあるものをいう。

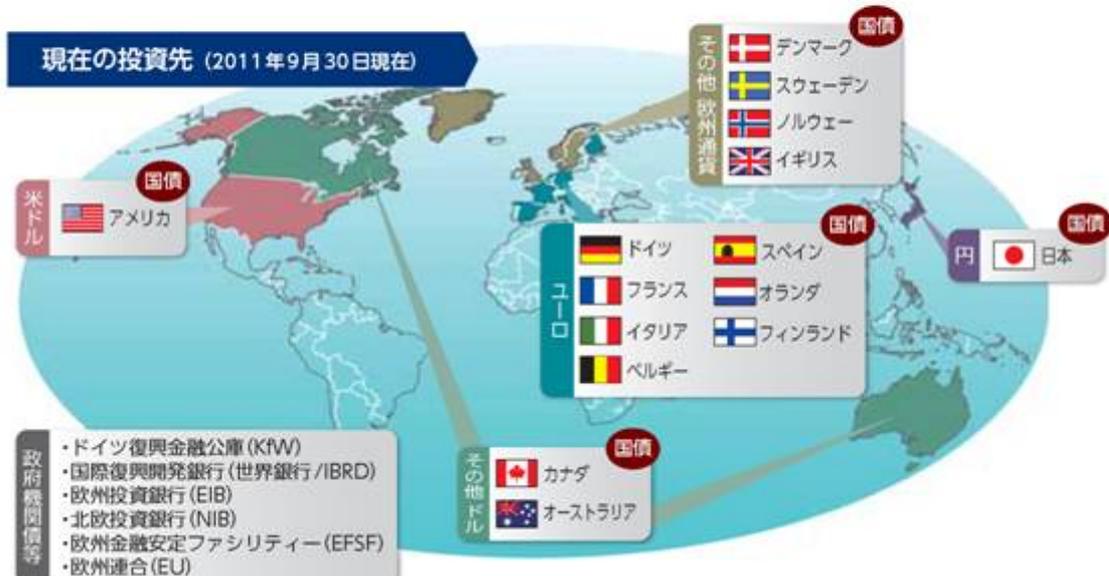
* 2 高格付債・・・国際投信投資顧問株式会社の定義により、目論見書又は投資信託約款において、原則としてA格相当以上の債券を投資対象とする旨の記載のあるものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)より確認してください。

ファンドの特色

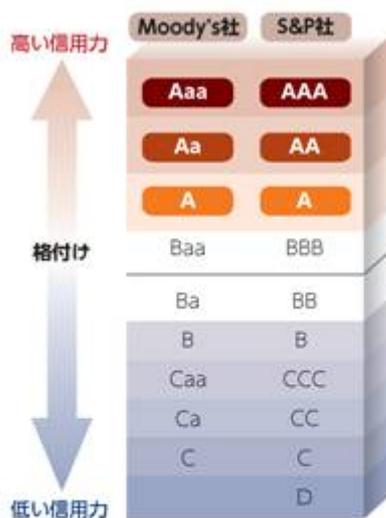
特色1 世界主要先進国のうち、信用力の高い国のソブリン債券*1を主要投資対象とし国際分散投資を行います。

◆世界主要先進国(OECD*2加盟国)のうち、信用力の高い国のソブリン債券(原則としてA格以上)を主要投資対象とします。



※フィンランド国債は、ユーロ建のほか、スウェーデン・クローナ建の国債にも投資しています。
 ※上記の投資先は将来変更となる可能性があります。

現在の投資先の格付け³状況 (2011年9月30日現在)



●国債	Moody's社	S&P社	●国債	Moody's社	S&P社
オーストラリア	Aaa	AAA	ベルギー	Aa1	AA+
カナダ	Aaa	AAA	スペイン	Aa2	AA
デンマーク	Aaa	AAA	イタリア	Aa2	A
フィンランド	Aaa	AAA	日本	Aa3	AA-
フランス	Aaa	AAA	●政府機関債等	Moody's社	S&P社
ドイツ	Aaa	AAA	ドイツ復興金融公庫(KfW)	Aaa	AAA
オランダ	Aaa	AAA	国際復興開発銀行(世界銀行/IBRD)	Aaa	AAA
ノルウェー	Aaa	AAA	欧州投資銀行(EIB)	Aaa	AAA
スウェーデン	Aaa	AAA	北欧投資銀行(NIB)	Aaa	AAA
イギリス	Aaa	AAA	欧州金融安定ファシリティー(EFSF)	Aaa	AAA
アメリカ	Aaa	AA+	欧州連合(EU)	Aaa	AAA

(出所) Bloomberg

※格付けは、今後の政治、経済、社会情勢等により変更されることがあります。
 ※国債等の格付け(自国通貨建長期債務格付け等)は、①Moody's社の格付け順、②S&P社の格付け順に表示しています。



- *1 【ソブリン債券】 各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。
- *2 【OECD(Organisation for Economic Co-operation and Development: 経済協力開発機構)】 国際経済全般について協議することを目的とした国際機関です。
- *3 【格付け】 債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。格付機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表示します。

特色

2

ソブリン債券からの安定した利子収入に加え、値上がり益の獲得を目指します。

◆金利変動リスクおよび為替変動リスクのコントロールを行い、ポートフォリオを構築します。

●金利変動リスクのコントロール

金利が相対的に上昇（債券価格が下落）すると予測した場合

デュレーション*を短期化し、組入債券価格の下落リスクを抑制

金利が相対的に低下（債券価格が上昇）すると予測した場合

デュレーションを長期化し、値上がり益の獲得を目指す

※デュレーションは、ベンチマークを基準として、±3(年)程度の範囲内で調整します。

●為替変動リスクのコントロール

通貨が相対的に上昇すると予測した場合

その通貨の組入比率の引き上げ

通貨が相対的に下落すると予測した場合

その通貨の組入比率の引き下げ

※組入比率の調整によるほか、一時的に為替ヘッジを行う場合があります。

◆シティグループ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)をベンチマークとします。

シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した債券インデックスで、1984年12月末を100とする世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。

ベンチマークを上回る投資成果をあげることを目指し運用を行いますが、これを保証するものではありません。

◆ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社のアドバイスを受け、運用を行います。

ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社は、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー（本部所在地：米国カリフォルニア州）の日本拠点です。



*【デュレーション】

「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標です。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、その間の金利変動に対する債券価格の変動（感応度）が大きくなります。

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2 のような運用ができない場合があります。

特色 3

3か月に1回決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆毎年3、6、9、12月の17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
- ◆委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。



上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

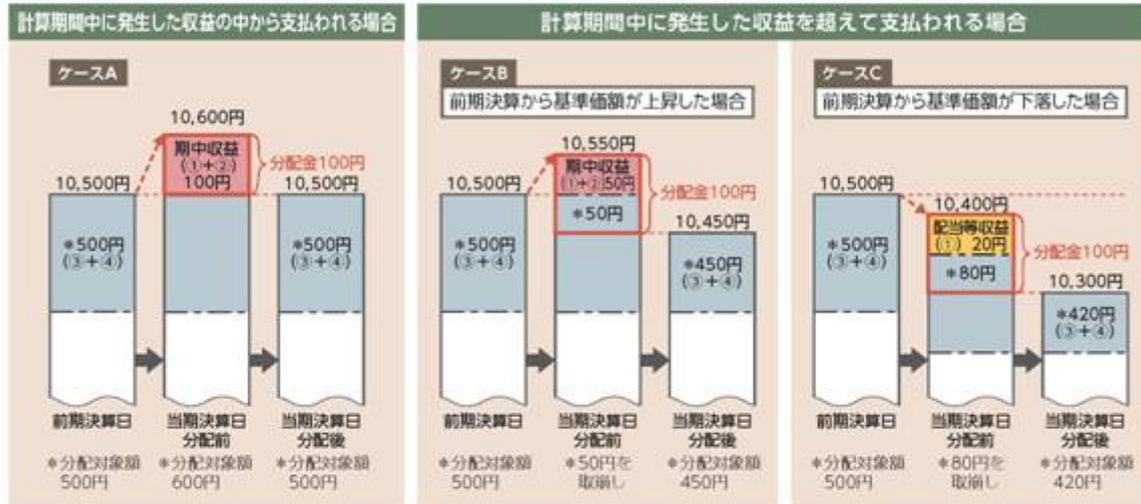
- ◆投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)



分配金は、収益分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

期中収益に該当する部分：①配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益・評価益(経費控除後)
期中収益に該当しない部分：③分配準備積立金 ④収益調整金

上記のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースAの損益：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円＝100円

ケースBの損益：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円＝50円

ケースCの損益：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円＝▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- ◆ 受益者のファンドの購入価額(個別元本)によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

特別分配金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

(2) 【ファンドの沿革】

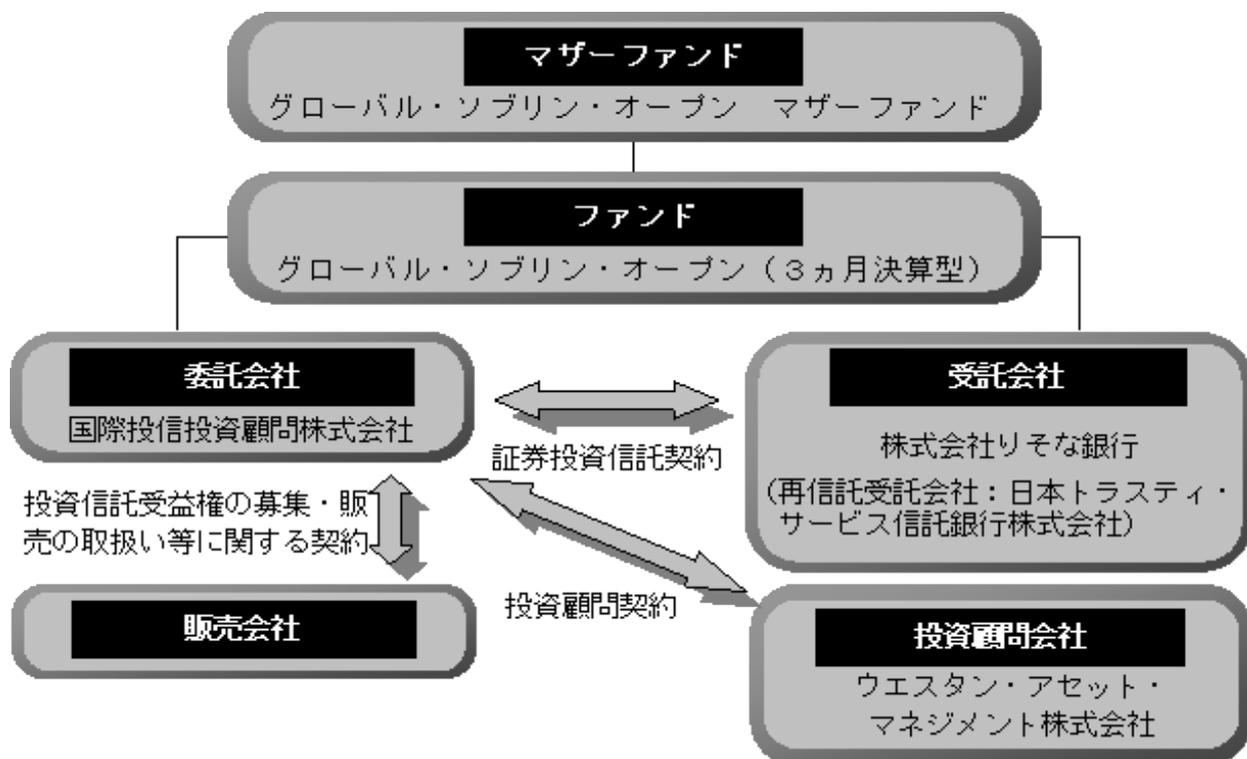
平成9年12月18日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

平成13年12月21日 ファミリーファンド方式へ移行

平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

- 委託会社（国際投信投資顧問株式会社）
ファンドの運用指図、運用報告書の作成等を行います。
- 受託会社（株式会社りそな銀行、再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 投資顧問会社（ウェスタン・アセット・マネジメント株式会社）
信託財産の運用に係る助言および情報提供を行います。
- 販売会社
受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

- 証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）
証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。
- 投資顧問契約（委託会社と投資顧問会社との契約）
信託財産の運用のための情報および助言等の提供についての方法ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等が定められています。
- 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）
受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社の概況

a．資本金（平成23年9月末現在）

26億8千万円

b．沿革

昭和58年3月1日 国際投信委託株式会社設立

昭和59年12月12日 国際投資顧問株式会社設立

平成9年7月1日 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更

c．大株主の状況（平成23年9月末現在）

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	7,161株	55.09%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	1,400株	10.77%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	899株	6.91%

d．金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第326号

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

投資態度

主として、グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券を通じて、世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）に投資を行います。

運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

(2)【投資対象】

主として、マザーファンド受益証券を通じて、世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）に投資を行います。

投資の対象とする資産の種類（約款第18条の2）

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

a．有価証券

b．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、(5) 信託約款に定める投資制限の および に定めるものに限り、)に係る権利

c．約束手形

d．金銭債権

運用の指図範囲（約款第19条第1項）

委託会社は、信託金を、主として、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたグローバル・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資す

ることを指図しません。

- a．転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- f．コマーシャル・ペーパー
- g．外国または外国の者の発行する証券または証書で、a．からf．の証券または証書の性質を有するもの
- h．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- i．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- j．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- k．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- l．外国の者に対する権利でk．の有価証券の性質を有するもの
 - a．の証券または証書およびg．の証券または証書のうち、a．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．からe．までの証券およびg．の証券または証書のうちb．からe．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第19条第2項）

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利でe．の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用（約款第19条第3項）

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からf．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

- a．先物取引等
- b．スワップ取引

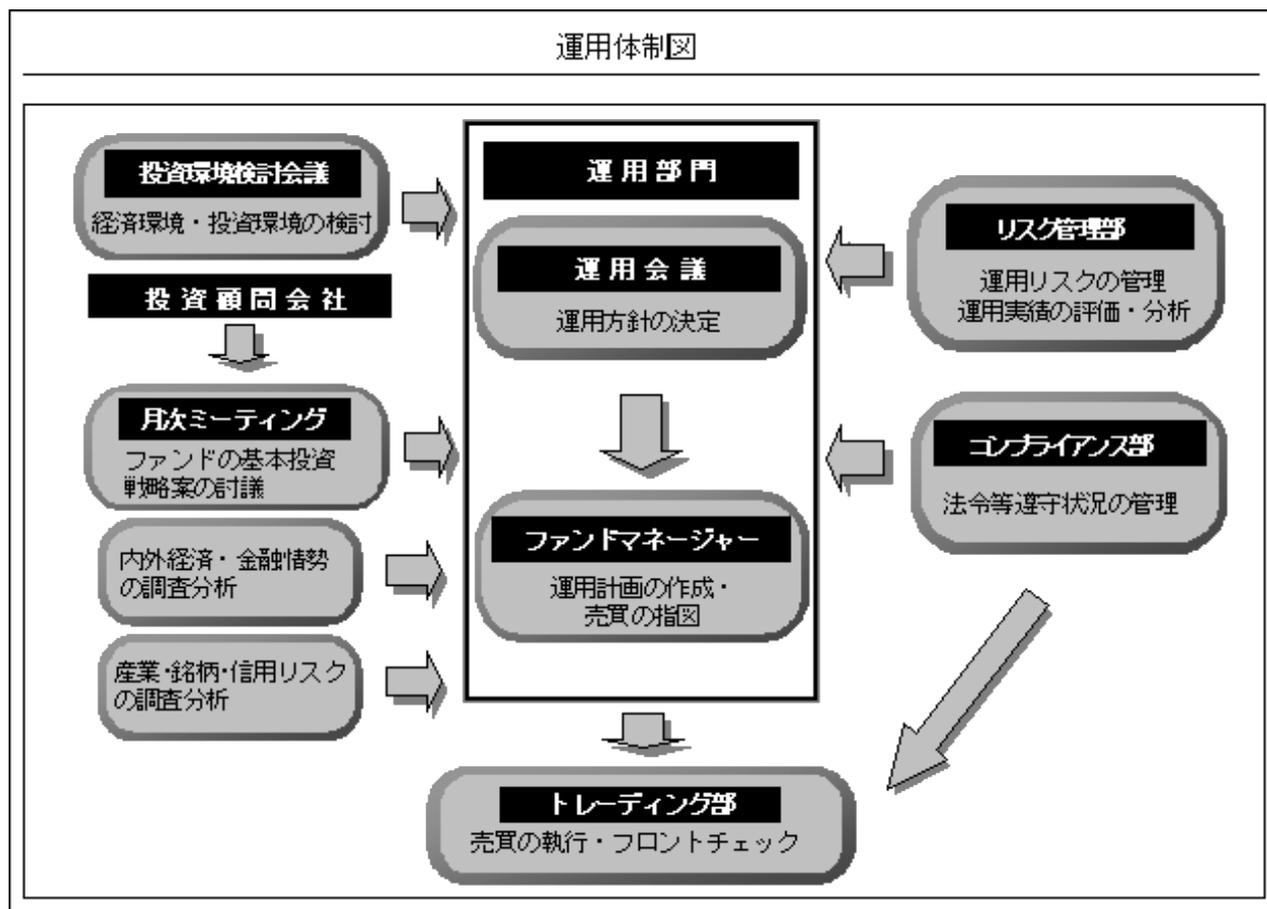
（3）【運用体制】

ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。（平成23年9月末現在）

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月1回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行います。

運用会議	原則として月1回運用会議を開催し、運用方針ならびに収益分配金および収益分配金の決定に関する方針の決定を行います。
------	--

組織	役割・機能
運用部門（ファンドマネージャー）	ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。



参考

ファンドの運用は、運用部門の債券運用部が担当し、ファンドマネージャー4名で運用を行い、トレーディング部、リスク管理部、コンプライアンス部においては総勢30名程度で上記業務に当たっております。

運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社は、「組織規程」において、ファンドの運用方針等を決定する機関として運用会議をおくなどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー（運用担当者）の適正な行動基準の確立のために「運用担当者規則」を定めています。

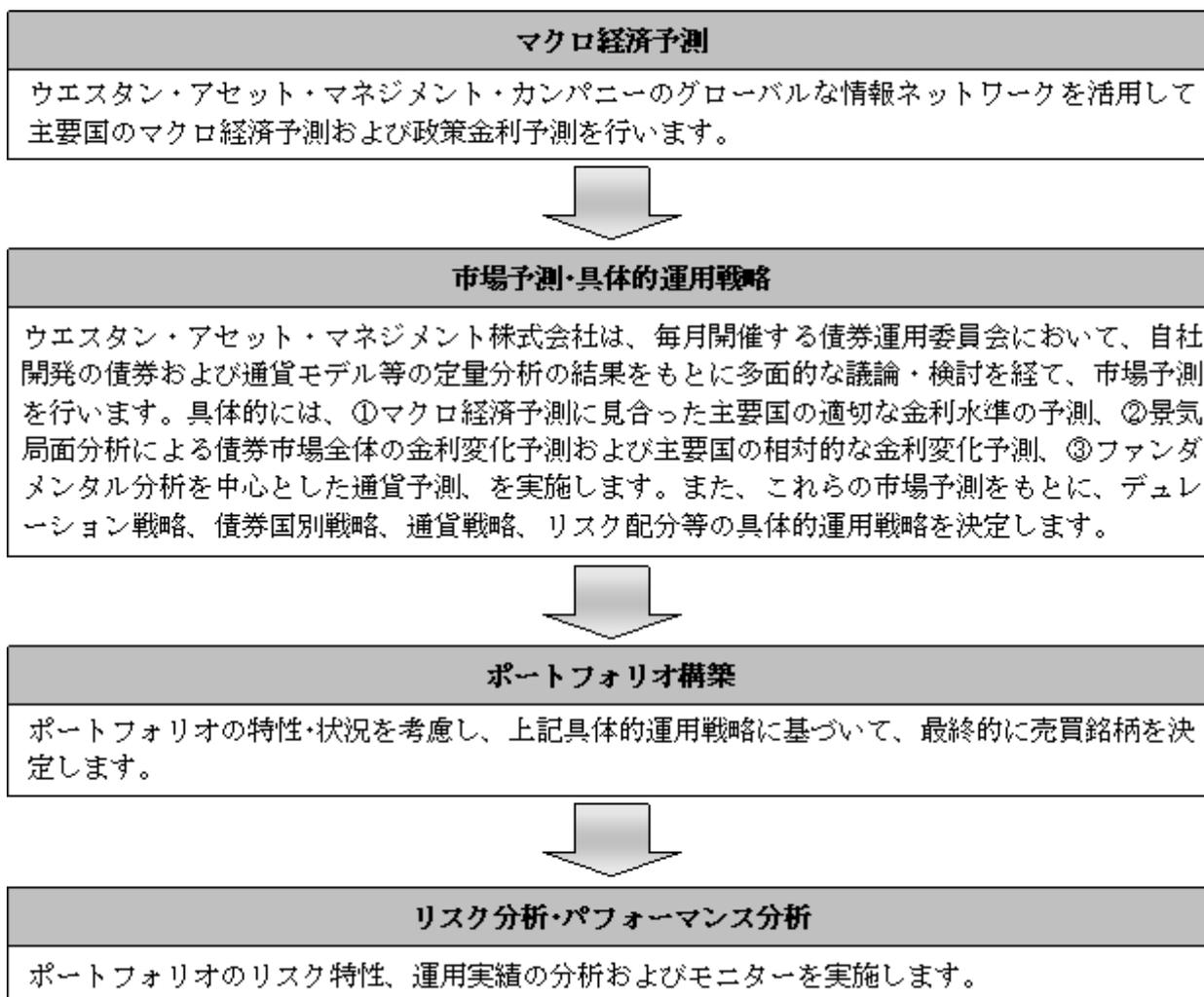
関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、投資顧問会社の業務執行状況等に基づき、定期的に適正性を確認します。

また、受託会社については、年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

ファンドの投資顧問会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社」の運用体制は次の通りです。



（４）【分配方針】

収益分配方針

毎年3、6、9、12月の17日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a．分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b．分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

c．留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

a．「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（５）【投資制限】

信託約款に定める投資制限

マザーファンドへの投資（約款 運用の基本方針 ３．投資制限（１））

マザーファンドへの投資は、制限を設けません。

株式への投資（約款 運用の基本方針 ３．投資制限（２））

株式への実質投資は、転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外貨建資産への投資（約款 運用の基本方針 ３．投資制限（７））

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

株式への投資制限（約款第19条第４項および第５項）

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式の範囲（約款第21条）

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資制限（約款第22条）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第23条）

- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハ

に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額(以下(b)において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が、当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、か

つ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第24条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下c.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。なお、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第25条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第27条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（約款第28条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ（約款第37条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令等による投資制限

同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

- 運用の基本方針 -

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

運用の基本的考え方

世界主要先進国の国債、政府機関債等（原則としてA格以上のもの）に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。

国別資産配分については、投資対象国毎に債券投資収益率予測（金利予測）と為替収益率予測を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組み合わせを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。

円投資家の立場から最適な国別の資産配分（カンントリー・アロケーション）を行うことにより、リスクの管理とリターンを追求をはかります。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

2. 投資対象

世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）を主要投資対象とします。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指

数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

3. 投資制限

- (1) 株式への投資は、転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- (2) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (3) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (4) 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- (5) スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- (6) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。

以上

3【投資リスク】

(1) ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。
（主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。）

基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

為替変動リスク

ファンドは、主にユーロ建および米ドル建等の有価証券に投資しています（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行っているため、投資している国の通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

投資している国の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、デュレーションの長さも価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んでデュレーションを長くしている時には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

信用リスク

原則として格付けがA格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済情勢の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、ファンドの基準価額も変動します。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で

売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

ベンチマークについての留意点

「シティグループ世界国債インデックス（円ベース、日本を含む）」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

その他の主な留意点

- a．受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用部門から独立した部門において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

トレーディング部

株式、公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

コンプライアンス部

法令上の禁止行為、信託約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

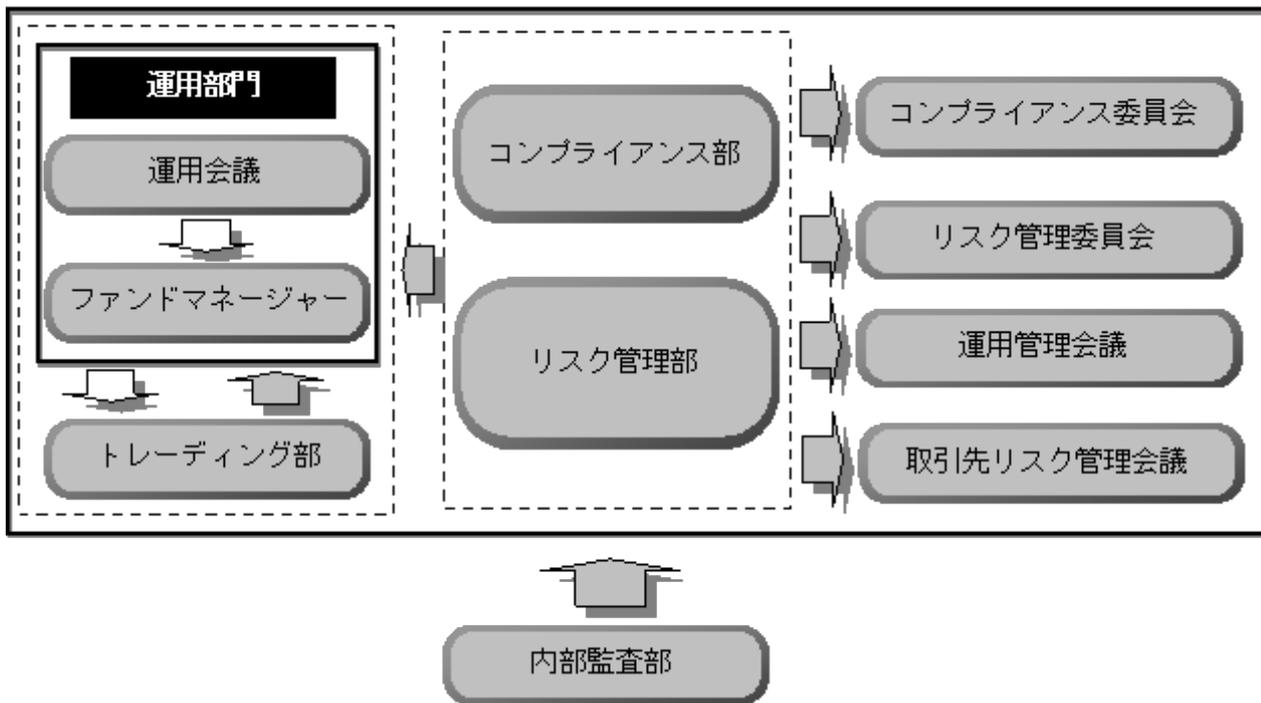
内部監査部

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

この他に、投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

- * コンプライアンス委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。
- * リスク管理委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。
- * 運用管理会議（原則、毎月開催）において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
- * 取引先リスク管理会議（原則、四半期毎に開催）において、信託財産の運用に係る運用リスクのうち、取引相手先の決済不履行リスク（カウンターパーティー・リスク）に関する管理方針等の検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制図



* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

(手数料率) 申込口数に応じ、基準価額に対して	
1億口未満の場合	上限1.575% (税抜1.500%)
1億口以上の場合	上限1.050% (税抜1.000%)
(手数料率) 申込代金に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限1.575% (税抜1.500%)
1億円以上の場合	上限1.050% (税抜1.000%)
(手数料率) 申込金額に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限1.575% (税抜1.500%)
1億円以上の場合	上限1.050% (税抜1.000%)

申込手数料は、申込口数、申込代金または申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。

* 申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。

* 申込金額は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額です。

償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込みの場合（以下「償還乗換え」といいます。）には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。くわしくは販売会社に確認してください。

販売会社は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った当該販売会社で、当該信託の信託期間の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取代金または解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間内に、当該販売会社でファンドの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を独自に定めることができます。

販売会社は、「グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）」および「グローバル・ソブリン・オープン（1年決算型）」の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った当該販売会社で、当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取代金または解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でこの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、前記 から までの販売会社がそれぞれ定める手数料率の照会先は当該販売会社となります。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%が差引かれます。

(3)【信託報酬等】

a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.3125%（税抜1.2500%）の率を乗じて得た額とします。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成23年9月末現在の料率、支払先および配分は、次の通りです。なお、委託会社および販売会社の配分は、ファンドと同じマザーファンドを主要投資対象とする「グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）」および「グローバル・ソブリン・オープン（1年決算型）」との合算による販売会社毎の純資産残高*に応じ、次の通りとなります。（委託会社の信託報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。）

* 既存の販売会社が分割等によって新たに複数の販売会社となった場合（同一日において、分割・合併を行った結果、複数の販売会社となった場合を含みます。）、それらの純資産残高を日々合算のうえ算定した信託報酬の額を複数の販売会社の各純資産残高に応じて日々按分することがあります。

各販売会社の 純資産残高に 応じて	信託報酬率（年率）			
	委託会社	販売会社	受託会社	合計
100億円以下の部分 に対して	0.89250% （税抜0.85000%）	0.36750% （税抜0.35000%）		
100億円超300億円 以下の部分に対し て	0.78750% （税抜0.75000%）	0.47250% （税抜0.45000%）		
300億円超500億円 以下の部分に対し て	0.68250% （税抜0.65000%）	0.57750% （税抜0.55000%）		
500億円超750億円 以下の部分に対し て	0.63000% （税抜0.60000%）	0.63000% （税抜0.60000%）		
750億円超1,000億 円以下の部分に対し て	0.57750% （税抜0.55000%）	0.68250% （税抜0.65000%）		
1,000億円超1,500 億円以下の部分に 対して	0.52500% （税抜0.50000%）	0.73500% （税抜0.70000%）		
1,500億円超2,000 億円以下の部分に 対して	0.47250% （税抜0.45000%）	0.78750% （税抜0.75000%）	0.05250% （税抜0.05000%）	1.31250% （税抜1.25000%）
2,000億円超3,000 億円以下の部分に 対して	0.42000% （税抜0.40000%）	0.84000% （税抜0.80000%）		
3,000億円超4,000 億円以下の部分に 対して	0.36750% （税抜0.35000%）	0.89250% （税抜0.85000%）		
4,000億円超6,000 億円以下の部分に 対して	0.31500% （税抜0.30000%）	0.94500% （税抜0.90000%）		
6,000億円超8,000 億円以下の部分に 対して	0.28875% （税抜0.27500%）	0.97125% （税抜0.92500%）		
8,000億円超の部分 に対して	0.26250% （税抜0.25000%）	0.99750% （税抜0.95000%）		

* 信託報酬は消費税等相当額を含みます。

(4) 【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

- a. 信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- b. 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年0.0042%（税抜0.0040%））以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとし、

資金の借入れ

一部解約金の支払資金に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他

マザーファンドに係る売買・保管等に要する費用につきましても、マザーファンドにおける信託財産が負担するものとし、

- * 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

- * 以下の内容は、平成23年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 買取制度につきましては、販売会社に確認してください。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成25年 12月31日 まで	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）10% （所得税7% 地方税3%）
	一部解約金 償還金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税* 10% （所得税7% 地方税3%）
平成26年 1月1日 以降	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20% （所得税15% 地方税5%）
	一部解約金 償還金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税* 20% （所得税15% 地方税5%）

- * 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

- 1 収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
- 2 配当控除の適用はありません。

法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	平成25年12月31日までは源泉徴収7%（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	平成26年1月1日以降は源泉徴収15%（所得税）

税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。

その他くわしくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

- a. 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれていません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

- a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成23年9月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	116,461,419,722	99.70
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		348,556,590	0.30
合計(純資産総額)		116,809,976,312	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド 投資状況

（平成23年9月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	301,653,871,000	13.44
	アメリカ	306,771,924,745	13.67
	カナダ	190,459,699,472	8.48
	ドイツ	131,464,985,787	5.86
	イタリア	146,070,905,634	6.51
	フランス	37,232,338,750	1.66
	オーストラリア	93,506,248,167	4.16
	イギリス	65,193,146,515	2.90
	オランダ	72,074,457,654	3.21
	スペイン	37,985,574,600	1.69
	ベルギー	172,121,783,534	7.67
	スウェーデン	195,944,400,979	8.73
	ノルウェー	82,744,243,470	3.69
	フィンランド	36,456,594,145	1.62
	デンマーク	18,837,059,340	0.84
	小計	1,888,517,233,792	84.13
特殊債券	ドイツ	74,133,179,306	3.30
	国際機関	207,499,502,185	9.24
	小計	281,632,681,491	12.54
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）		74,713,265,569	3.33
合計（純資産総額）		2,244,863,180,852	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(全銘柄)

(平成23年9月30日現在)

順位	銘柄名	種類	国/ 地域	総口数(口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	グローバル・ソブリン・ オープン マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	91,156,402,413	1.2964	118,175,160,089	1.2776	116,461,419,722	99.70

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

(平成23年9月30日現在)

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
国内	親投資信託受益証券	99.70
	合計	99.70

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

(評価額上位30銘柄)

(平成23年9月30日現在)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	通貨	券面総額	帳簿価額		評価額			利率 (%)	償還期 限	投資 比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	金額(円)			
1	スウェー デン	国 債 証 券	SWED GOVT. BOND '140505	ス ウェ ー デン ・ ク ロ ー ナ	6,440,000,000	114.28	7,359,825,200.00	114.01	7,342,759,200.00	82,679,468,592	6.75	2014年 5月5日	3.68
2	ノル ウェー	国 債 証 券	NORWEGIAN GOVT. '150515	ノ ル ウェ ー ・ ク ロ ー ネ	4,185,000,000	111.76	4,677,365,250.00	111.43	4,663,345,500.00	61,696,060,965	5	2015年 5月15 日	2.74
3	ベルギー	国 債 証 券	BELGIUM KINGDOM '280328	ユーロ	505,000,000	116.30	587,340,250.00	116.14	586,532,250.00	61,063,872,547	5.5	2028年 3月28 日	2.72
4	カナダ	国 債 証 券	CANADIAN GOVT '290601	カナダ ・ ドル	530,000,000	141.72	751,131,900.00	142.28	754,084,000.00	55,779,593,480	5.75	2029年 6月1日	2.48
5	カナダ	国 債 証 券	CANADIAN GOVT '330601	カナダ ・ ドル	463,000,000	146.51	678,346,400.00	147.00	680,610,000.00	50,344,721,700	5.75	2033年 6月1日	2.24
6	スウェー デン	国 債 証 券	SWED GOVT. BOND '201201	ス ウェ ー デン ・ ク ロ ー ナ	3,249,000,000	127.02	4,127,074,740.00	126.61	4,113,786,330.00	46,321,234,075	5	2020年 12月1 日	2.06

7	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUB. '300104	ユーロ	279,000,000	154.47	430,985,250.00	151.42	422,475,750.00	43,983,950,332	6.25	2030年 1月4日	1.95
8	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUB. '310104	ユーロ	275,000,000	143.44	394,460,000.00	140.69	386,911,250.00	40,281,330,237	5.5	2031年 1月4日	1.79
9	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK '190807	オーストラリア・ドル	495,000,000	107.38	531,570,600.00	106.62	527,769,000.00	39,672,395,730	6.5	2019年 8月7日	1.76
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND '200815	アメリカ・ドル	318,000,000	158.21	503,135,625.00	157.75	501,645,000.00	38,451,089,250	8.75	2020年 8月15日	1.71
11	スペイン	国債証券	ESP GOVT. BOND '120730	ユーロ	360,000,000	101.41	365,094,000.00	101.35	364,860,000.00	37,985,574,600	5	2012年 7月30日	1.69
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '170215	アメリカ・ドル	412,000,000	119.32	491,631,875.00	118.60	488,670,625.00	37,456,603,406	4.625	2017年 2月15日	1.66
13	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM '170928	ユーロ	310,000,000	111.44	345,467,000.00	111.87	346,812,500.00	36,106,649,375	5.5	2017年 9月28日	1.60
14	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT '140601	カナダ・ドル	400,000,000	110.48	441,956,000.00	110.39	441,568,000.00	32,662,784,960	5	2014年 6月1日	1.45
15	オーストラリア	国債証券	AUD GOVT. BOND '220715	オーストラリア・ドル	385,000,000	113.17	435,730,750.00	111.97	431,096,050.00	32,405,490,078	5.75	2022年 7月15日	1.44
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '160515	アメリカ・ドル	351,000,000	120.09	421,529,062.50	119.34	418,896,562.50	32,108,421,515	5.125	2016年 5月15日	1.43
17	イタリア	国債証券	ITL GOVT. BOND '140801	ユーロ	287,000,000	99.30	285,005,350.00	99.26	284,876,200.00	29,658,461,182	4.25	2014年 8月1日	1.32
18	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT. '280115	ユーロ	210,000,000	137.37	288,477,000.00	135.11	283,731,000.00	29,539,234,410	5.5	2028年 1月15日	1.31
19	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUB. '240104	ユーロ	199,000,000	145.10	288,758,950.00	142.22	283,017,800.00	29,464,983,158	6.25	2024年 1月4日	1.31
20	イタリア	国債証券	ITL GOVT. BOND '180201	ユーロ	295,000,000	95.55	281,872,500.00	95.48	281,666,000.00	29,324,247,260	4.5	2018年 2月1日	1.30
21	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT. '130715	ユーロ	250,000,000	106.58	266,462,500.00	106.26	265,650,000.00	27,656,821,500	4.25	2013年 7月15日	1.23
22	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT '130601	カナダ・ドル	341,000,000	107.27	365,794,110.00	107.15	365,388,320.00	27,027,774,030	5.25	2013年 6月1日	1.20
23	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM '150328	ユーロ	210,000,000	117.01	245,731,500.00	117.81	247,411,500.00	25,758,011,265	8	2015年 3月28日	1.14
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '210515	アメリカ・ドル	300,000,000	110.87	332,625,000.00	110.68	332,062,500.00	25,452,590,625	3.125	2021年 5月15日	1.13
25	フィンランド	国債証券	FINLAND GOVT BOND '130704	ユーロ	210,000,000	108.37	227,587,500.00	108.09	226,999,500.00	23,632,917,945	5.375	2013年 7月4日	1.05
26	スウェーデン	国債証券	SWED GOVT. BOND '190312	スウェーデン・クローナ	1,700,000,000	117.60	1,999,217,000.00	117.19	1,992,332,000.00	22,433,658,320	4.25	2019年 3月12日	0.99
27	イタリア	国債証券	ITL GOVT. BOND '180801	ユーロ	220,000,000	95.13	209,286,000.00	95.11	209,253,000.00	21,785,329,830	4.5	2018年 8月1日	0.97

28	イギリス	国債証券 UK TREASURY '210607	イギリス・ポンド	115,000,000	151.10	173,765,000.00	149.09	171,453,500.00	20,534,985,695	8	2021年 6月7日	0.91
29	国際機関	特殊債券 EUROPEAN UNION '260904	ユーロ	200,000,000	99.35	198,702,000.00	96.61	193,224,000.00	20,116,550,640	3	2026年 9月4日	0.89
30	アメリカ	国債証券 US TREASURY NOTE '170815	アメリカ・ドル	218,000,000	120.93	263,643,750.00	120.25	262,145,000.00	20,093,414,250	4.75	2017年 8月15日	0.89

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

種類別投資比率

（平成23年9月30日現在）

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
国内	国債証券	13.44
外国	国債証券	70.69
	特殊債券	12.54
合計		96.67

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年9月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第9特定期間（平成14年3月18日）	35,153	36,247	7,719	7,959
第10特定期間（平成14年9月17日）	56,761	58,456	8,049	8,289
第11特定期間（平成15年3月17日）	95,556	98,357	8,194	8,434
第12特定期間（平成15年9月17日）	125,600	129,342	8,071	8,311
第13特定期間（平成16年3月17日）	148,647	153,097	8,031	8,271
第14特定期間（平成16年9月17日）	174,864	180,227	7,832	8,072
第15特定期間（平成17年3月17日）	216,764	223,357	7,884	8,124
第16特定期間（平成17年9月20日）	295,271	304,132	7,988	8,228
第17特定期間（平成18年3月17日）	335,001	345,083	7,986	8,226

第18特定期間（平成18年 9月19日）	347,518	357,841	8,070	8,310
第19特定期間（平成19年 3月19日）	338,358	348,428	8,048	8,288
第20特定期間（平成19年 9月18日）	326,204	336,059	7,947	8,187
第21特定期間（平成20年 3月17日）	307,019	316,920	7,439	7,679
第22特定期間（平成20年 9月17日）	300,611	310,547	7,250	7,490
第23特定期間（平成21年 3月17日）	251,040	259,266	6,402	6,612
第24特定期間（平成21年 9月17日）	248,804	254,579	6,463	6,613
第25特定期間（平成22年 3月17日）	212,707	216,813	6,220	6,340
第26特定期間（平成22年 9月17日）	178,926	182,599	5,867	5,987
第27特定期間（平成23年 3月17日）	142,683	145,812	5,472	5,592
第28特定期間（平成23年 9月20日）	120,821	123,176	5,368	5,473
平成22年 9月末日	179,451		5,932	
10月末日	169,896		5,745	
11月末日	165,999		5,732	
12月末日	155,222		5,522	
平成23年 1月末日	152,701		5,601	
2月末日	149,055		5,630	
3月末日	148,352		5,736	
4月末日	148,455		5,866	
5月末日	142,631		5,764	
6月末日	137,196		5,681	
7月末日	129,325		5,504	
8月末日	127,297		5,564	
9月末日	116,809		5,289	

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（6ヵ月毎）に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注2）基準価額は1単位（1万口）当たりの純資産総額です。

【分配の推移】

	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第9特定期間	自 平成13年 9月18日 至 平成14年 3月18日	240
第10特定期間	自 平成14年 3月19日 至 平成14年 9月17日	240
第11特定期間	自 平成14年 9月18日 至 平成15年 3月17日	240
第12特定期間	自 平成15年 3月18日 至 平成15年 9月17日	240
第13特定期間	自 平成15年 9月18日 至 平成16年 3月17日	240
第14特定期間	自 平成16年 3月18日 至 平成16年 9月17日	240
第15特定期間	自 平成16年 9月18日 至 平成17年 3月17日	240
第16特定期間	自 平成17年 3月18日 至 平成17年 9月20日	240
第17特定期間	自 平成17年 9月21日 至 平成18年 3月17日	240
第18特定期間	自 平成18年 3月18日 至 平成18年 9月19日	240
第19特定期間	自 平成18年 9月20日 至 平成19年 3月19日	240
第20特定期間	自 平成19年 3月20日 至 平成19年 9月18日	240
第21特定期間	自 平成19年 9月19日 至 平成20年 3月17日	240
第22特定期間	自 平成20年 3月18日 至 平成20年 9月17日	240
第23特定期間	自 平成20年 9月18日 至 平成21年 3月17日	210
第24特定期間	自 平成21年 3月18日 至 平成21年 9月17日	150
第25特定期間	自 平成21年 9月18日 至 平成22年 3月17日	120
第26特定期間	自 平成22年 3月18日 至 平成22年 9月17日	120
第27特定期間	自 平成22年 9月18日 至 平成23年 3月17日	120
第28特定期間	自 平成23年 3月18日 至 平成23年 9月20日	105

【収益率の推移】

	計算期間	収益率（％）
第9特定期間	自 平成13年 9月18日 至 平成14年 3月18日	5.8
第10特定期間	自 平成14年 3月19日 至 平成14年 9月17日	7.4
第11特定期間	自 平成14年 9月18日 至 平成15年 3月17日	4.8
第12特定期間	自 平成15年 3月18日 至 平成15年 9月17日	1.4
第13特定期間	自 平成15年 9月18日 至 平成16年 3月17日	2.5
第14特定期間	自 平成16年 3月18日 至 平成16年 9月17日	0.5
第15特定期間	自 平成16年 9月18日 至 平成17年 3月17日	3.7
第16特定期間	自 平成17年 3月18日 至 平成17年 9月20日	4.4
第17特定期間	自 平成17年 9月21日 至 平成18年 3月17日	3.0
第18特定期間	自 平成18年 3月18日 至 平成18年 9月19日	4.1
第19特定期間	自 平成18年 9月20日 至 平成19年 3月19日	2.7
第20特定期間	自 平成19年 3月20日 至 平成19年 9月18日	1.7
第21特定期間	自 平成19年 9月19日 至 平成20年 3月17日	3.4
第22特定期間	自 平成20年 3月18日 至 平成20年 9月17日	0.7
第23特定期間	自 平成20年 9月18日 至 平成21年 3月17日	8.8
第24特定期間	自 平成21年 3月18日 至 平成21年 9月17日	3.3
第25特定期間	自 平成21年 9月18日 至 平成22年 3月17日	1.9
第26特定期間	自 平成22年 3月18日 至 平成22年 9月17日	3.7
第27特定期間	自 平成22年 9月18日 至 平成23年 3月17日	4.7
第28特定期間	自 平成23年 3月18日 至 平成23年 9月20日	0.0
	自 平成23年 9月21日 至 平成23年 9月30日	1.5

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

(ご参考) その他の運用実績



運用実績

(最新の運用実績は委託会社のホームページにて
ご確認ください)

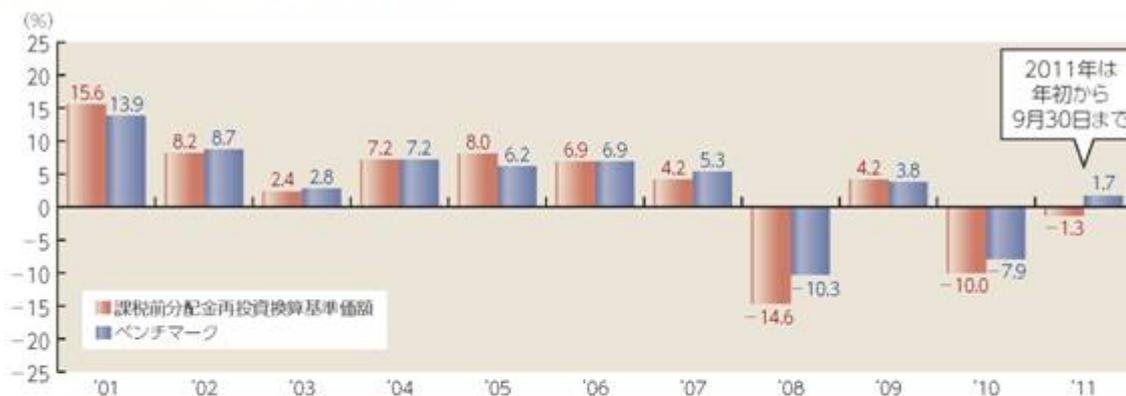
2011年9月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移

(円)、(ポイント)



■ 年間収益率の推移(暦年ベース) ※課税前分配金再投資換算基準価額を基に算出しています。



注記事項

- 当ファンドはシティグループ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)をベンチマークとします。
- ベンチマークは、シティグループ世界国債インデックス・データ(出所:Bloomberg)に基づき、当ファンド設定日(1997年12月18日)を10,000ポイントとして国際投信投資顧問が指数化し計算したものです。ベンチマークは基準価額との関連を考慮して、期日の前営業日の値を用いています。また、当ファンドとは為替評価時点に差がありますので、ご注意ください。
- 課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なります。
- 課税前分配金込み基準価額は、基準価額に設定来の課税前分配金累計を加算したものです。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。
ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、当ファンドの運用実績ではありません。

■ 運用の歴史

● 基準価額(課税前分配金再投資換算)、主要な為替・金利の推移



● 主要イベント

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| ① '98/8 ロシア危機 | ⑦ '04/6 米FRB、約4年ぶりの利上げ |
| ② '98/10 米ヘッジファンド、LTCM破綻 | ⑧ '05/12 欧州中銀、約5年ぶりの利上げ |
| ③ '99/1 ユーロ導入開始 | ⑨ '07/8 サブプライムローン問題表面化 |
| ④ '00/9 G7 ユーロ買い協調介入 | ⑩ '08/9 米リーマン・ブラザーズ社破綻 |
| ⑤ '01/9 米国同時多発テロ | ⑪ '11/8 米国国債の格下げ |
| ⑥ '03/3 イラク戦争 | |

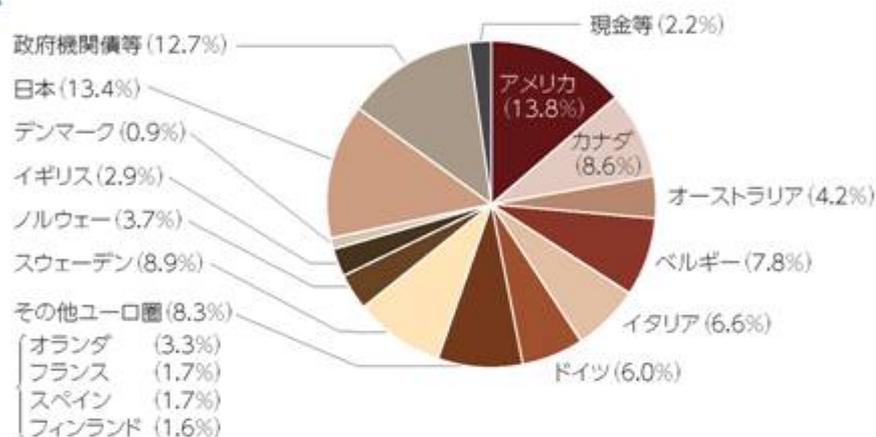
上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

■ 主要な資産の状況

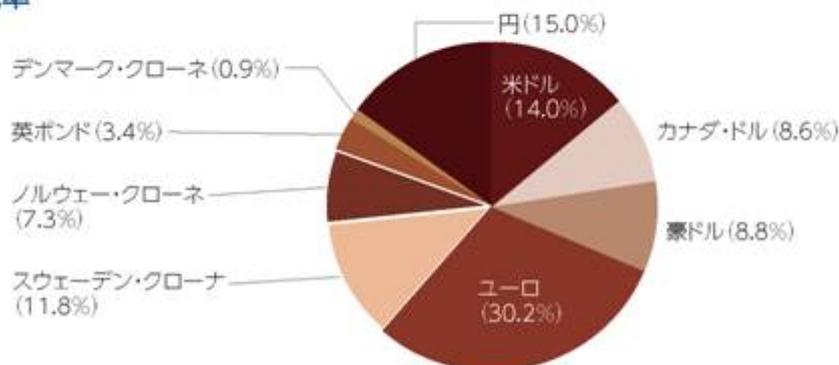
● 主要な組入銘柄(評価額上位)

	国/地域	種類	銘柄名	通貨	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	スウェーデン	国債証券	SWED GOVT. BOND	スウェーデン・クローナ	6.750	2014年 5月 5日	3.8
2	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVT.	ノルウェー・クローネ	5.000	2015年 5月15日	2.8
3	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM	ユーロ	5.500	2028年 3月28日	2.8
4	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT	カナダ・ドル	5.750	2029年 6月 1日	2.5
5	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT	カナダ・ドル	5.750	2033年 6月 1日	2.3
6	スウェーデン	国債証券	SWED GOVT. BOND	スウェーデン・クローナ	5.000	2020年12月 1日	2.1
7	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUB.	ユーロ	6.250	2030年 1月 4日	2.0
8	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUB.	ユーロ	5.500	2031年 1月 4日	1.8
9	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK	豪ドル	6.500	2019年 8月 7日	1.8
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	米ドル	8.750	2020年 8月15日	1.7

● 国別組入比率



● 通貨別組入比率

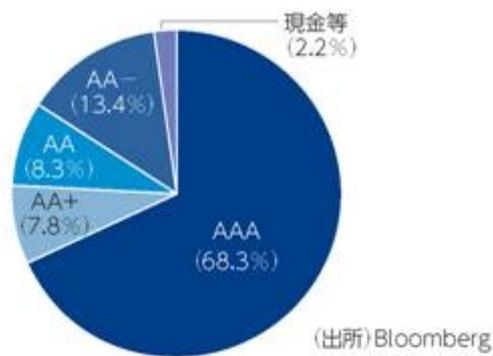


注記事項

- ・為替レートは投資信託協会が発表している値を使用しています。
- ・米独の金利は基準価額との関連を考慮して、期日の前営業日の値を用いています。
- ・1998年12月以前のユーロの数値はECU(欧州通貨単位)を使用しています。
- ・比率とは、当ファンドの純資産に対する比率(未収利息等を含みます。)であり、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。
- ・現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

● 格付け別組入比率



● ポートフォリオの特性値

当ファンド		ベンチマーク	
平均終利*1	平均直利*2	デュレーション	デュレーション
2.3%	4.1%	6.6	6.5

(出所) Bloomberg



*1 【平均終利(複利最終利回り)】 償還日までの利子とその再投資収益および償還差損益も考慮した利回り(年率)をいいます。

*2 【平均直利(直接利回り)】 利子収入部分にのみ着目した利回り。債券価格に対する利子の割合(年率)をいいます。

注記事項

- 比率とは、当ファンドの純資産に対する比率(未収利息等を含みます。)であり、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。
- 格付けはMoody's社とS&P社の格付けのうち、上位の格付けをS&P社の表示方法で表記しています。
- 現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。
ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、当ファンドの運用実績ではありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第9特定期間	自 平成13年 9月18日 至 平成14年 3月18日	12,937,814,503	16,753,163,516	45,542,799,272
第10特定期間	自 平成14年 3月19日 至 平成14年 9月17日	27,452,844,026	2,472,497,966	70,523,145,332
第11特定期間	自 平成14年 9月18日 至 平成15年 3月17日	60,105,584,978	14,008,812,244	116,619,918,066
第12特定期間	自 平成15年 3月18日 至 平成15年 9月17日	63,268,027,869	24,260,058,162	155,627,887,773
第13特定期間	自 平成15年 9月18日 至 平成16年 3月17日	41,866,368,849	12,392,814,002	185,101,442,620
第14特定期間	自 平成16年 3月18日 至 平成16年 9月17日	51,408,670,753	13,235,823,300	223,274,290,073
第15特定期間	自 平成16年 9月18日 至 平成17年 3月17日	65,346,129,557	13,685,496,643	274,934,922,987
第16特定期間	自 平成17年 3月18日 至 平成17年 9月20日	111,638,914,399	16,943,166,926	369,630,670,460
第17特定期間	自 平成17年 9月21日 至 平成18年 3月17日	81,463,354,762	31,590,068,906	419,503,956,316
第18特定期間	自 平成18年 3月18日 至 平成18年 9月19日	44,948,024,666	33,836,210,518	430,615,770,464
第19特定期間	自 平成18年 9月20日 至 平成19年 3月19日	31,098,458,898	41,312,975,961	420,401,253,401
第20特定期間	自 平成19年 3月20日 至 平成19年 9月18日	20,837,625,012	30,759,681,363	410,479,197,050
第21特定期間	自 平成19年 9月19日 至 平成20年 3月17日	20,769,295,357	18,538,008,060	412,710,484,347
第22特定期間	自 平成20年 3月18日 至 平成20年 9月17日	20,297,193,850	18,391,578,415	414,616,099,782
第23特定期間	自 平成20年 9月18日 至 平成21年 3月17日	10,447,489,846	32,948,117,491	392,115,472,137
第24特定期間	自 平成21年 3月18日 至 平成21年 9月17日	9,968,654,994	17,116,285,199	384,967,841,932
第25特定期間	自 平成21年 9月18日 至 平成22年 3月17日	4,231,155,126	47,221,331,685	341,977,665,373
第26特定期間	自 平成22年 3月18日 至 平成22年 9月17日	3,115,672,593	40,100,490,908	304,992,847,058
第27特定期間	自 平成22年 9月18日 至 平成23年 3月17日	2,765,997,687	47,006,408,522	260,752,436,223
第28特定期間	自 平成23年 3月18日 至 平成23年 9月20日	2,712,643,682	38,402,418,372	225,062,661,533
	自 平成23年 9月21日 至 平成23年 9月30日	627,351,010	4,851,142,186	220,838,870,357

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・ 取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(1) 申込単位

（当初元本1口 = 1円）

「分配金受取コース」

1万口単位または1万円以上1円単位

「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。

なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は当該販売会社となります。

(2) 申込手数料

（手数料率）申込口数に応じ、基準価額に対して	
1億口未満の場合	上限1.575%（税抜1.500%）
1億口以上の場合	上限1.050%（税抜1.000%）
（手数料率）申込代金に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限1.575%（税抜1.500%）
1億円以上の場合	上限1.050%（税抜1.000%）
（手数料率）申込金額に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限1.575%（税抜1.500%）
1億円以上の場合	上限1.050%（税抜1.000%）

申込手数料は、申込口数、申込代金または申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。

- * 申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- * 申込金額は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額です。

ただし、償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込みの場合（以下「償還乗換え^{*}」といいます。）には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。（償還乗換え優遇）

* 償還乗換えとは、取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金^(注)をもって、その支払いを行った販売会社でファンドを申込み場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることがあります。

（注）信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取代金または解約金を含みます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

(3) 申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額が申込代金となります。

(4) 払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

2【換金（解約）手続等】

- ・ 換金（解約）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
- ・ 販売会社によっては、買取りを取扱う場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(1) 解約単位

販売会社が定める単位

(2) 解約価額

解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

(3) 解約手数料

かかりません。

(4) 信託財産留保額

解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%

(5) 支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払い

ます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口当りに換算した価額で表示することがあります。）

* 基準価額 = 純資産総額 ÷ 受益権総口数

ファンドの主な投資対象の評価方法

a. マザーファンド受益証券

計算日の基準価額で評価します。

b. 公社債等

以下のいずれかの方法で評価します。

(a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

(b) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

(c) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

c. 外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「グロソブ3月」として掲載されます。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成9年12月18日以降、無期限とします。

(4)【計算期間】

毎年3月18日から6月17日まで、6月18日から9月17日まで、9月18日から12月17日まで、および12月18日から翌年3月17日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約

- を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - c. 委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - d. 解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - e. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
 - f. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - g. d. から f. までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - h. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - j. 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1ヵ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - k. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社または受益者が裁判所に受託会社の解任を請求し裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- d. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、a. から

e. までの規定にしたいがいます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

関係法人との契約の更改

- a. 委託会社と投資顧問会社との間で締結された「投資顧問契約」の有効期間は、1年間とします。ただし、相手方に対し90日以上の前記の書面による意思表示の通知がないときは、1年毎に自動延長するものとします。
- b. 委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年3月および9月の決算日を基準とします。）および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

解約金は、原則として解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

(4) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27特定期間（平成22年9月18日から平成23年3月17日まで）および第28特定期間（平成23年3月18日から平成23年9月20日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【グローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第27特定期間末 平成23年3月17日現在	第28特定期間末 平成23年9月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,761,493,518	2,227,050,277
親投資信託受益証券	142,246,179,152	120,456,283,455
未収入金	74,766,539	-
未収利息	6,640	4,870
流動資産合計	145,082,445,849	122,683,338,602
資産合計	145,082,445,849	122,683,338,602
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,564,514,617	1,012,781,976
未払解約金	335,247,054	403,588,627
未払受託者報酬	19,891,522	17,777,043
未払委託者報酬	477,396,488	426,649,049
その他未払費用	1,591,297	1,422,130
流動負債合計	2,398,640,978	1,862,218,825
負債合計	2,398,640,978	1,862,218,825
純資産の部		
元本等		
元本	260,752,436,223	225,062,661,533
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	118,068,631,352	104,241,541,756
（分配準備積立金）	1,139,167,109	941,455,402
元本等合計	142,683,804,871	120,821,119,777
純資産合計	142,683,804,871	120,821,119,777
負債純資産合計	145,082,445,849	122,683,338,602

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第27特定期間	第28特定期間
	自 平成22年 9月18日 至 平成23年 3月17日	自 平成23年 3月18日 至 平成23年 9月20日
営業収益		
受取利息	455,453	354,152
有価証券売買等損益	6,767,633,831	1,618,266,295
営業収益合計	6,767,178,378	1,618,620,447
営業費用		
受託者報酬	42,407,176	36,981,300
委託者報酬	1,017,772,232	887,551,133
その他費用	3,392,522	2,958,443
営業費用合計	1,063,571,930	927,490,876
営業利益又は営業損失（ ）	7,830,750,308	691,129,571
経常利益又は経常損失（ ）	7,830,750,308	691,129,571
当期純利益又は当期純損失（ ）	7,830,750,308	691,129,571
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	156,132,214	307,677,423
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	126,065,873,099	118,068,631,352
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,127,084,498	17,115,659,152
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,127,084,498	17,115,659,152
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,177,807,798	1,194,634,306
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,177,807,798	1,194,634,306
分配金	3,277,416,859	2,477,387,398
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	118,068,631,352	104,241,541,756

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第27特定期間 自 平成22年 9月18日 至 平成23年 3月17日	第28特定期間 自 平成23年 3月18日 至 平成23年 9月20日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他		当ファンドの特定期間は当期末が休日のため、平成23年 3月18日から平成23年 9月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第27特定期間末 (平成23年 3月17日現在)	第28特定期間末 (平成23年 9月20日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 260,752,436,223口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 225,062,661,533口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 118,068,631,352円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 104,241,541,756円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.5472円 (1万口当たりの純資産額 5,472円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.5368円 (1万口当たりの純資産額 5,368円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第27特定期間 自 平成22年 9月18日 至 平成23年 3月17日		第28特定期間 自 平成23年 3月18日 至 平成23年 9月20日	
分配金の計算過程 第52計算期（平成22年9月18日から平成22年12月17日まで） 計算期末における分配対象金額 3,408,483,598円（1万口当たり119.38円）のうち、1,712,902,242円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。		分配金の計算過程 第54計算期（平成23年3月18日から平成23年6月17日まで） 計算期末における分配対象金額 2,536,131,101円（1万口当たり103.87円）のうち、1,464,605,422円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 1,244,294,844円	費用控除後の配当等収益額	A 1,438,203,330円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 18,012,588円	収益調整金額	C 29,831,886円
分配準備積立金額	D 2,146,176,166円	分配準備積立金額	D 1,068,095,885円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,408,483,598円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 2,536,131,101円
当ファンドの期末残存口数	F 285,483,707,037口	当ファンドの期末残存口数	F 244,100,903,800口
1万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 119.38円	1万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 103.87円
1万口当たりの分配額	H 60.00円	1万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 1,712,902,242円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 1,464,605,422円
第53計算期（平成22年12月18日から平成23年3月17日まで） 計算期末における分配対象金額 2,728,387,853円（1万口当たり104.61円）のうち、1,564,514,617円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。		第55計算期（平成23年6月18日から平成23年9月20日まで） 計算期末における分配対象金額 1,987,677,528円（1万口当たり88.30円）のうち、1,012,781,976円（1万口当たり45.00円）を分配金額としております。	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 1,120,867,633円	費用控除後の配当等収益額	A 952,652,551円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円

収益調整金額	C 24,706,127円	収益調整金額	C 33,440,150円
分配準備積立金額	D 1,582,814,093円	分配準備積立金額	D 1,001,584,827円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 2,728,387,853円	当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 1,987,677,528円
当ファンドの期末残存 口数	F 260,752,436,223口	当ファンドの期末残存 口数	F 225,062,661,533口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G=10,000 \times E / F$ 104.61円	1万口当たりの収益分 配対象額	$G=10,000 \times E / F$ 88.30円
1万口当たりの分配額	H 60.00円	1万口当たりの分配額	H 45.00円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$ 1,564,514,617円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$ 1,012,781,976円

(金融商品に関する注記)

第27特定期間 自 平成22年 9月18日 至 平成23年 3月17日	第28特定期間 自 平成23年 3月18日 至 平成23年 9月20日
<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記) 2 有価証券関係」に記載しております。これらは、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。</p>	<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

<p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>(2) 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>市場リスクの管理 同左</p> <p>信用リスクの管理 同左</p> <p>流動性リスクの管理 同左</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p> <p>(2) 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>
--	--

(関連当事者との取引に関する注記)

第27特定期間 自 平成22年 9月18日 至 平成23年 3月17日	第28特定期間 自 平成23年 3月18日 至 平成23年 9月20日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第27特定期間 自 平成22年 9月18日 至 平成23年 3月17日	第28特定期間 自 平成23年 3月18日 至 平成23年 9月20日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(その他の注記)

1 元本の増減

第27特定期間 自 平成22年 9月18日 至 平成23年 3月17日		第28特定期間 自 平成23年 3月18日 至 平成23年 9月20日	
期首元本額	304,992,847,058円	期首元本額	260,752,436,223円
期中追加設定元本額	2,765,997,687円	期中追加設定元本額	2,712,643,682円
期中一部解約元本額	47,006,408,522円	期中一部解約元本額	38,402,418,372円

2 有価証券関係

第27特定期間 自 平成22年 9月18日 至 平成23年 3月17日		第28特定期間 自 平成23年 3月18日 至 平成23年 9月20日	
売買目的有価証券		売買目的有価証券	
種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,438,821,226	親投資信託受益証券	4,490,947,896
合計	2,438,821,226	合計	4,490,947,896

3 デリバティブ取引関係

第27特定期間 自 平成22年 9月18日 至 平成23年 3月17日	第28特定期間 自 平成23年 3月18日 至 平成23年 9月20日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成23年 9月20日現在

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	グローバル・ソブリン・オープン マ ザーファンド	92,915,985,387	120,456,283,455	
親投資信託受益証券 合計		92,915,985,387	120,456,283,455	
合計		92,915,985,387	120,456,283,455	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

1. 「グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	(平成23年 3月17日現在)	(平成23年 9月20日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	1,923,291,516	13,629,457,835
コール・ローン	32,535,213,059	27,102,013,860
国債証券	2,377,546,553,061	1,970,610,758,100
特殊債券	249,029,101,639	263,319,965,498
派生商品評価勘定	2,639,652,451	464,400
未収入金	51,737,998,875	20,456,721,636
未収利息	39,960,775,263	28,107,080,148
前払費用	5,029,211,806	7,127,754,812
流動資産合計	2,760,401,797,670	2,330,354,216,289
資産合計	2,760,401,797,670	2,330,354,216,289
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	37,300,680	
未払金		5,222,782,740
未払解約金	1,360,964,025	4,832,032,981
流動負債合計	1,398,264,705	10,054,815,721
負債合計	1,398,264,705	10,054,815,721
純資産の部		
元本等		
元本	2,140,475,870,469	1,789,793,040,315
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	618,527,662,496	530,506,360,253
元本等合計	2,759,003,532,965	2,320,299,400,568
純資産合計	2,759,003,532,965	2,320,299,400,568
負債純資産合計	2,760,401,797,670	2,330,354,216,289

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成22年 9月18日 至 平成23年 3月17日	自 平成23年 3月18日 至 平成23年 9月20日
<p>1. 運用資産の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>3. 費用・収益の計上基準</p>	<p>(1) 国債証券、特殊債券 原則として時価で評価しております。時価評価に当っては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 原則として、計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。</p> <p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>	<p>(1) 国債証券、特殊債券 同左</p> <p>(2) 為替予約取引 同左</p> <p>同左</p> <p>有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左</p>

（金融商品に関する注記）

自 平成22年 9月18日 至 平成23年 3月17日	自 平成23年 3月18日 至 平成23年 9月20日
<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 当親投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。 また、当親投資信託は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、市場価格の変動に係るリスクを有しております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>市場リスクの管理 同左</p> <p>信用リスクの管理 同左</p> <p>流動性リスクの管理 同左</p>

<p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2) 時価の算定方法</p> <p>国債証券、特殊債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>同左</p> <p>(2) 時価の算定方法</p> <p>国債証券、特殊債券 同左</p> <p>派生商品評価勘定 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>
---	--

（デリバティブ取引に関する注記）

自 平成22年 9月18日
至 平成23年 3月17日

取引の時価等に関する事項

デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

区分	種類	（平成23年 3月17日現在）			
		契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 売建	67,529,364,606		64,927,012,835	2,602,351,771
	オーストラリア ・ドル	67,529,364,606		64,927,012,835	2,602,351,771
	合計	67,529,364,606		64,927,012,835	2,602,351,771

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに算出したレートを用いて評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

自 平成23年 3月18日
至 平成23年 9月20日

取引の時価等に関する事項

デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

区分	種類	(平成23年 9月20日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 売建	4,423,874,400		4,423,410,000	464,400
	スウェーデン・ク ローナ	4,423,874,400		4,423,410,000	464,400
	合計	4,423,874,400		4,423,410,000	464,400

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに算出したレートを用いて評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(その他の注記)

項目	(平成23年 3月17日現在)	(平成23年 9月20日現在)
1. 元本の増減		
期首元本額	2,578,947,777,911円	2,140,475,870,469円
期中追加設定元本額	892,144,720円	1,976,541,250円
期中一部解約元本額	439,364,052,162円	352,659,371,404円
期末元本額	2,140,475,870,469円	1,789,793,040,315円
2. 元本の内訳()		
グローバル・ソブリン・オープン(D C年金)	1,185,133,747円	1,271,752,106円
グローバル・ソブリン・オープン V A (適格機関投資家専用)	8,100,490,585円	7,701,990,857円
グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)	1,995,314,875,908円	1,664,234,571,882円
グローバル・ソブリン・オープン(3ヵ月決算型)	110,353,901,592円	92,915,985,387円
グローバル・ソブリン・オープン(1年決算型)	5,746,998,722円	5,114,739,738円
世界先進国・アジア債券ファンド	510,113円	433,915円
グローバル・ソブリン・オープン V A 2 (適格機関投資家専用)	6,798,205,130円	6,367,148,998円
グローバル・ソブリン・オープン V A 3 (適格機関投資家専用)	12,975,754,672円	12,186,417,432円
3. 期末における1単位当たりの純資産の額		
1口当たりの純資産額	1.2890円	1.2964円
(1万口当たりの純資産額)	(12,890円)	(12,964円)

() 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成23年 9月20日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第68回 利付国債(5年)	8,700,000,000	8,805,444,000	
		第72回 利付国債(5年)	1,000,000,000	1,023,750,000	
		第3回 利付国債(40年)	1,000,000,000	1,032,260,000	
		第235回 利付国債(10年)	200,000,000	200,600,000	
		第237回 利付国債(10年)	200,000,000	201,338,000	
		第239回 利付国債(10年)	2,000,000,000	2,018,920,000	
		第251回 利付国債(10年)	3,500,000,000	3,546,865,000	
		第252回 利付国債(10年)	8,200,000,000	8,323,902,000	
		第253回 利付国債(10年)	2,500,000,000	2,572,700,000	
		第256回 利付国債(10年)	8,000,000,000	8,224,320,000	
		第262回 利付国債(10年)	6,800,000,000	7,123,680,000	

第263回 利付国債（10年）	2,700,000,000	2,815,020,000	
第265回 利付国債（10年）	12,800,000,000	13,340,800,000	
第268回 利付国債（10年）	13,200,000,000	13,788,060,000	
第276回 利付国債（10年）	17,800,000,000	18,782,738,000	
第279回 利付国債（10年）	10,000,000,000	10,753,700,000	
第284回 利付国債（10年）	10,800,000,000	11,549,196,000	
第287回 利付国債（10年）	7,400,000,000	8,021,896,000	
第288回 利付国債（10年）	3,800,000,000	4,081,504,000	
第293回 利付国債（10年）	13,500,000,000	14,638,050,000	
第296回 利付国債（10年）	3,600,000,000	3,833,856,000	
第297回 利付国債（10年）	6,500,000,000	6,886,685,000	
第300回 利付国債（10年）	9,300,000,000	9,913,242,000	
第303回 利付国債（10年）	2,000,000,000	2,110,640,000	
第305回 利付国債（10年）	5,900,000,000	6,168,332,000	
第306回 利付国債（10年）	7,100,000,000	7,464,940,000	
第308回 利付国債（10年）	7,200,000,000	7,493,760,000	
第312回 利付国債（10年）	7,100,000,000	7,290,848,000	
第313回 利付国債（10年）	13,000,000,000	13,436,540,000	
第 8 回 利付国債（30年）	4,000,000,000	4,021,560,000	
第19回 利付国債（30年）	3,500,000,000	3,813,180,000	
第23回 利付国債（30年）	1,000,000,000	1,127,510,000	
第24回 利付国債（30年）	1,500,000,000	1,691,145,000	
第27回 利付国債（30年）	1,400,000,000	1,580,488,000	
第29回 利付国債（30年）	2,000,000,000	2,215,920,000	
第31回 利付国債（30年）	1,900,000,000	2,020,745,000	
第34回 利付国債（30年）	3,000,000,000	3,191,160,000	
第39回 利付国債（20年）	3,500,000,000	3,967,495,000	
第56回 利付国債（20年）	1,400,000,000	1,530,480,000	
第63回 利付国債（20年）	2,300,000,000	2,450,719,000	
第70回 利付国債（20年）	3,100,000,000	3,505,015,000	
第71回 利付国債（20年）	1,300,000,000	1,439,594,000	
第72回 利付国債（20年）	1,800,000,000	1,969,794,000	
第80回 利付国債（20年）	2,500,000,000	2,723,500,000	
第82回 利付国債（20年）	5,300,000,000	5,767,566,000	
第91回 利付国債（20年）	1,400,000,000	1,552,208,000	
第94回 利付国債（20年）	6,000,000,000	6,472,560,000	
第97回 利付国債（20年）	700,000,000	762,188,000	
第100回 利付国債（20年）	4,200,000,000	4,561,326,000	
第107回 利付国債（20年）	400,000,000	427,304,000	
第111回 利付国債（20年）	5,400,000,000	5,839,452,000	

	第114回 利付国債(20年)	1,000,000,000	1,063,070,000	
	第117回 利付国債(20年)	6,000,000,000	6,373,320,000	
	第127回 利付国債(20年)	6,400,000,000	6,572,864,000	
小計		266,800,000,000	282,083,749,000	
	銘柄数	54		
	組入時価比率	12.2%	12.6%	
アメリカ・ドル	US TREASURY BOND '161115	35,800,000	47,776,218.75	
	US TREASURY BOND '170815	72,000,000	104,265,000.00	
	US TREASURY BOND '190215	139,000,000	212,539,687.50	
	US TREASURY BOND '190815	100,000,000	149,468,750.00	
	US TREASURY BOND '200515	130,000,000	204,425,000.00	
	US TREASURY BOND '200815	318,000,000	503,135,625.00	
	US TREASURY BOND '210215	100,000,000	152,750,000.00	
	US TREASURY BOND '211115	84,000,000	131,315,625.00	
	US TREASURY BOND '220815	140,000,000	211,356,250.00	
	US TREASURY BOND '221115	15,000,000	23,315,625.00	
	US TREASURY BOND '230215	8,500,000	12,816,406.25	
	US TREASURY BOND '261115	100,000,000	149,984,375.00	
	US TREASURY NOTE '160515	351,000,000	421,529,062.50	
	US TREASURY NOTE '170215	412,000,000	491,631,875.00	
	US TREASURY NOTE '170515	70,000,000	83,376,562.50	
	US TREASURY NOTE '170815	218,000,000	263,643,750.00	
	US TREASURY NOTE '171115	100,000,000	118,390,625.00	
	US TREASURY NOTE '180815	72,000,000	84,791,250.00	
	US TREASURY NOTE '210215	100,000,000	115,468,750.00	
	US TREASURY NOTE '210515	300,000,000	332,625,000.00	
US TREASURY NOTE '210815	200,000,000	203,250,000.00		
小計		3,065,300,000	4,017,855,437.50 (307,968,619,284)	
	銘柄数	21		
	組入時価比率	13.3%	13.8%	
カナダ・ドル	CANADIAN GOVT '120601	425,000,000	437,809,500.00	
	CANADIAN GOVT '130601	341,000,000	365,794,110.00	
	CANADIAN GOVT '140601	400,000,000	441,956,000.00	
	CANADIAN GOVT '170601	90,000,000	101,856,600.00	
	CANADIAN GOVT '290601	530,000,000	751,131,900.00	
	CANADIAN GOVT '330601	325,000,000	475,514,000.00	
小計		2,111,000,000	2,574,062,110.00 (198,897,779,239)	
	銘柄数	6		
	組入時価比率	8.6%	8.9%	

オーストラリア ・ドル	AUD GOVT. BOND '130515	200,000,000	209,438,000.00	
	AUD GOVT. BOND '150415	200,000,000	217,196,000.00	
	AUD GOVT. BOND '170215	130,000,000	143,830,700.00	
	AUD GOVT. BOND '190315	40,000,000	43,176,800.00	
	AUD GOVT. BOND '200415	20,000,000	20,567,200.00	
	AUD GOVT. BOND '210515	110,000,000	123,775,300.00	
	AUD GOVT. BOND '220715	200,000,000	225,944,000.00	
	AUD GOVT. BOND '230421	100,000,000	110,861,000.00	
小計		1,000,000,000	1,094,789,000.00 (85,513,968,790)	
	銘柄数	8		
	組入時価比率	3.7%	3.8%	
イギリス・ポ ンド	UK TREASURY '170825	105,000,000	148,207,500.00	
	UK TREASURY '200307	60,000,000	72,264,000.00	
	UK TREASURY '210607	115,000,000	173,765,000.00	
	UK TREASURY '281207	112,000,000	156,116,800.00	
小計		392,000,000	550,353,300.00 (66,124,948,995)	
	銘柄数	4		
	組入時価比率	2.8%	3.0%	
スウェーデン・ クローナ	FINLAND REP OF '200205	1,000,000,000	1,142,631,000.00	
	SWED GOVT. BOND '121008	1,601,000,000	1,671,251,880.00	
	SWED GOVT. BOND '140505	6,440,000,000	7,359,825,200.00	
	SWED GOVT. BOND '150812	480,000,000	537,595,200.00	
	SWED GOVT. BOND '190312	1,700,000,000	1,999,217,000.00	
	SWED GOVT. BOND '201201	3,249,000,000	4,127,074,740.00	
	SWED GOVT. BOND '390330	1,420,000,000	1,759,550,400.00	
小計		15,890,000,000	18,597,145,420.00 (212,751,343,604)	
	銘柄数	7		
	組入時価比率	9.2%	9.5%	
ノルウェー・ク ローネ	NORWEGIAN GOVT. '130515	170,000,000	183,685,000.00	
	NORWEGIAN GOVT. '150515	4,185,000,000	4,677,365,250.00	
	NORWEGIAN GOVT. '170519	330,000,000	369,946,500.00	
	NORWEGIAN GOVT. '190522	900,000,000	1,044,495,000.00	
小計		5,585,000,000	6,275,491,750.00 (84,530,873,872)	
	銘柄数	4		
	組入時価比率	3.6%	3.8%	

デンマーク・クローネ	KINGDOM DENMARK '151115	400,000,000	446,500,000.00	
	KINGDOM DENMARK '171115	500,000,000	574,275,000.00	
	KINGDOM DENMARK '241110	220,000,000	336,171,000.00	
小計		1,120,000,000	1,356,946,000.00 (19,037,952,380)	
	銘柄数	3		
	組入時価比率	0.8%	0.9%	
ユーロ	BELGIUM KINGDOM '121224	100,000,000	107,790,000.00	
	BELGIUM KINGDOM '130928	365,000,000	378,140,000.00	
	BELGIUM KINGDOM '140328	70,000,000	72,369,500.00	
	BELGIUM KINGDOM '150328	210,000,000	245,731,500.00	
	BELGIUM KINGDOM '170328	90,000,000	93,208,500.00	
	BELGIUM KINGDOM '170928	410,000,000	456,924,500.00	
	BELGIUM KINGDOM '280328	505,000,000	587,340,250.00	
	BELGIUM KINGDOM '350328	120,000,000	132,606,000.00	
	BUNDES REPUB. '240104	199,000,000	288,758,950.00	
	BUNDES REPUB. '270704	160,000,000	246,392,000.00	
	BUNDES REPUB. '300104	279,000,000	430,985,250.00	
	BUNDES REPUB. '310104	275,000,000	394,460,000.00	
	BUNDES REPUB. '340704	60,000,000	81,186,000.00	
	ESP GOVT. BOND '120730	360,000,000	365,094,000.00	
	FINLAND GOVT BOND '130704	210,000,000	227,587,500.00	
	FRN GOVT. BOND '161025	100,000,000	115,415,000.00	
	FRN GOVT. BOND '321025	100,000,000	135,595,000.00	
	FRN GOVT. BOND '550425	100,000,000	110,330,000.00	
	ITL GOVT. BOND '130201	237,000,000	238,516,800.00	
	ITL GOVT. BOND '140801	287,000,000	285,005,350.00	
	ITL GOVT. BOND '170801	179,000,000	179,456,450.00	
	ITL GOVT. BOND '180201	395,000,000	377,422,500.00	
	ITL GOVT. BOND '180801	220,000,000	209,286,000.00	
	ITL GOVT. BOND '190301	77,000,000	73,319,400.00	
	ITL GOVT. BOND '271101	240,000,000	239,796,000.00	
	ITL GOVT. BOND '310501	60,000,000	56,631,000.00	
	NETHERLANDS GOVT. '130715	250,000,000	266,462,500.00	
	NETHERLANDS GOVT. '230115	96,000,000	144,739,200.00	
	NETHERLANDS GOVT. '280115	210,000,000	288,477,000.00	
	小計		5,964,000,000	6,829,026,150.00 (713,701,522,936)
	銘柄数	29		
	組入時価比率	30.8%	31.9%	

国債証券合計			1,970,610,758,100 (1,688,527,009,100)	
特殊債券	アメリカ・ドル	EUROPEAN INVT BK '170530	50,000,000	60,056,000.00
	小計		50,000,000	60,056,000.00 (4,603,292,400)
		銘柄数	1	
		組入時価比率	0.2%	0.2%
	オーストラリア・ドル	EUROPEAN INVT BK '130814	15,000,000	15,478,350.00
		EUROPEAN INVT BK '170123	50,000,000	52,660,500.00
		EUROPEAN INVT BK '190807	495,000,000	531,570,600.00
		EUROPEAN INVT BK '200806	115,000,000	119,578,150.00
		INT BK RECON&DEV '140827	100,000,000	102,254,000.00
		INT BK RECON&DEV '150217	50,000,000	52,227,000.00
		KFW '140828	200,000,000	209,394,000.00
		KFW '150513	150,000,000	156,148,500.00
		NORDIC INVST BNK '140820	47,000,000	49,145,550.00
	小計		1,222,000,000	1,288,456,650.00 (100,641,348,931)
		銘柄数	9	
		組入時価比率	4.3%	4.5%
	イギリス・ポンド	EUROPEAN INVT BK '170825	25,000,000	33,927,500.00
		EUROPEAN INVT BK '181015	20,000,000	23,085,000.00
		EUROPEAN INVT BK '210607	10,000,000	11,997,500.00
		INT BK RECON&DEV '210607	6,200,000	7,799,104.00
	小計		61,200,000	76,809,104.00 (9,228,613,845)
		銘柄数	4	
		組入時価比率	0.4%	0.4%
スウェーデン・クローナ	EUROPEAN INVT BK '140505	150,000,000	159,655,500.00	
	EUROPEAN INVT BK '170812	1,080,000,000	1,183,022,280.00	
	EUROPEAN INVT BK '201201	657,000,000	754,084,890.00	
	KFW '150812	190,000,000	207,063,900.00	
	KFW '170812	1,200,000,000	1,326,348,000.00	
	KFW '200224	350,000,000	374,010,000.00	
	KFW '201201	502,000,000	578,424,480.00	
小計		4,129,000,000	4,582,609,050.00 (52,425,047,532)	
	銘柄数	7		
	組入時価比率	2.3%	2.3%	
ノルウェー・クローネ	EUROPEAN INVT BK '150204	100,000,000	104,639,000.00	
	EUROPEAN INVT BK '170519	474,000,000	493,092,720.00	

	EUROPEAN INVT BK '171002	900,000,000	991,845,000.00	
	INT BK RECON&DEV '150430	721,900,000	739,001,811.00	
	INT BK RECON&DEV '200622	300,000,000	307,191,000.00	
	KFW '141215	600,000,000	622,950,000.00	
	KFW '150515	200,000,000	215,573,000.00	
	KFW '160304	35,000,000	36,284,500.00	
	KFW '190522	500,000,000	541,444,500.00	
	NORDIC INVST BNK '130515	500,000,000	501,780,000.00	
	NORDIC INVST BNK '140827	1,240,000,000	1,284,228,320.00	
小計		5,570,900,000	5,838,029,851.00 (78,638,262,092)	
	銘柄数	11		
	組入時価比率	3.4%	3.5%	
ユーロ	EFSF '160718	12,000,000	12,406,800.00	
	EUROPEAN UNION '210604	100,000,000	107,495,000.00	
	EUROPEAN UNION '210921	50,000,000	50,258,000.00	
小計		162,000,000	170,159,800.00 (17,783,400,698)	
	銘柄数	3		
	組入時価比率	0.8%	0.9%	
	特殊債券合計		263,319,965,498 (263,319,965,498)	
	合計		2,233,930,723,598 (1,951,846,974,598)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成23年9月30日現在)

資産総額	117,877,106,615 円
負債総額	1,067,130,303 円
純資産総額 (-)	116,809,976,312 円
発行済数量	220,838,870,357 口
1単位(1万口)当たり純資産額 (/)	5,289 円

(参考) グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド 純資産額計算書

(平成23年9月30日現在)

資産総額	2,255,650,849,606 円
負債総額	10,787,668,754 円
純資産総額 (-)	2,244,863,180,852 円
発行済数量	1,757,141,470,631 口
1単位(1万口)当たり純資産額 (/)	12,776 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

2 受益者等名簿

該当事項はありません。

3 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益証券の再発行

該当事項はありません。

(注) ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情があると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成23年9月末現在：26億8千万円

会社が発行する株式総数：50,000株

発行済株式総数：12,998株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

また、取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資環境検討会議にて経済環境や投資環境についての検討を行い、運用会議にてファンドの運用方針を決定し、ファンドマネージャーは運用方針に基づき運用計画を作成し、売買に関する指図を行います。

投資環境検討会議は、取締役社長、運用および調査関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月1回開催され、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について分析し検討を行います。

運用会議には株式運用会議、債券運用会議等があり、運用関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月1回開催され、ファンドの運用方針を決定します。

ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。

上記のほか、運用部門から独立したリスク管理担当部署において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年9月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下の通りです。

種類		本数（本）	純資産総額（百万円）
公募	株式投資信託	単体型	0
		追加型	99
	公社債投資信託	単体型	0
		追加型	6
私募	証券投資信託	7	39,376
合計		112	3,803,572

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

第13期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則により作成し、第14期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

2．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）、第14期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第13期 (平成22年3月31日現在)		第14期 (平成23年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金			816,324		7,239,696
有価証券			31,757,438		30,421,863
前払費用			69,795		68,685
未収委託者報酬			2,947,209		2,510,077
未収収益			221,426		285,384
繰延税金資産			585,683		468,206
その他			32,502		33,127
流動資産計			36,430,379		41,027,040
固定資産					
有形固定資産			616,716		591,282
建物	1	257,347		228,542	
器具備品	1	167,467		173,762	
土地		186,000		186,000	
リース資産	1	5,901		2,977	
無形固定資産			1,433,864		1,526,666
ソフトウェア		1,433,384		1,526,287	
その他		480		378	
投資その他の資産			67,206,049		68,684,254
投資有価証券		66,415,786		67,806,337	
従業員貸付金		17,875		14,275	
長期差入保証金		528,414		518,192	
繰延税金資産		216,593		323,668	
その他		98,180		92,580	
貸倒引当金		70,800		70,800	
固定資産計			69,256,630		70,802,203
資産合計			105,687,010		111,829,244

		第13期 (平成22年3月31日現在)		第14期 (平成23年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
リース債務			-		940
預り金			43,102		40,975
未払金			1,554,347		1,188,372
未払収益分配金		1,600		1,473	
未払償還金		46,425		67,323	
未払手数料		1,283,377		1,041,886	
その他未払金		222,944		77,689	
未払費用			761,573		744,790
未払法人税等			4,806,803		3,306,998
賞与引当金			508,616		469,531
役員賞与引当金			93,750		78,000
流動負債計			7,768,192		5,829,607
固定負債					
リース債務			6,196		2,186
時効後支払損引当金			59,837		41,620
退職給付引当金			785,195		627,026
役員退職慰労引当金			161,280		188,020
固定負債計			1,012,508		858,854
負債合計			8,780,701		6,688,461
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			2,680,000		2,680,000
資本剰余金			670,000		670,000
資本準備金		670,000		670,000	
利益剰余金			93,072,078		101,609,762
その他利益剰余金		93,072,078		101,609,762	
繰越利益剰余金		93,072,078		101,609,762	
自己株式			23,003		45,329
株主資本合計			96,399,075		104,914,433
評価・換算差額等					
その他有価証券評 価差額金			507,233		226,349
評価・換算差額等合計			507,233		226,349
純資産合計			96,906,308		105,140,782
負債・純資産合計			105,687,010		111,829,244

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日		第14期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日	
		金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬			63,090,113		53,057,918
投資顧問料			-		145,088
営業収益計			63,090,113		53,203,006
営業費用					
支払手数料			28,257,324		22,757,130
広告宣伝費			506,616		559,674
公告費			3,531		1,740
調査費			3,600,074		4,340,176
調査費		642,580		677,966	
委託調査費		2,957,494		3,662,209	
委託計算費			341,063		373,337
営業雑経費			1,023,110		871,573
通信費		150,540		123,495	
印刷費		811,227		692,730	
協会費		46,435		43,585	
諸会費		3,740		3,786	
諸経費		11,167		7,974	
営業費用計			33,731,720		28,903,633
一般管理費					
給料			3,479,543		3,419,609
役員報酬		204,563		206,025	
給与・手当		2,815,164		2,828,348	
賞与		459,815		385,235	
賞与引当金繰入			507,516		465,831
役員賞与引当金繰入			93,750		74,250
福利厚生費			452,421		456,909
交際費			45,535		57,878
旅費交通費			180,901		222,106
租税公課			159,889		131,762

		第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日		第14期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
不動産賃借料			576,182		580,788
退職給付費用			236,101		230,478
役員退職慰労引当金 繰入			73,090		76,190
固定資産減価償却費			570,244		633,508
諸経費			599,927		1,288,112
一般管理費計			6,975,105		7,637,425
営業利益			22,383,288		16,661,947
営業外収益					
受取配当金			4,287		3,486
有価証券利息			821,370		854,305
受取利息			1,372		777
時効成立分配金・償 還金			14,153		7,326
その他			20,296		4,666
営業外収益計			861,480		870,561
営業外費用					
その他			3,663		685
営業外費用計			3,663		685
経常利益			23,241,104		17,531,824
特別利益					
投資有価証券売却益			-		625
特別利益計			-		625
特別損失					
投資有価証券売却損			3,800		14,281
ゴルフ会員権評価減			-		5,600
資産除去債務会計基準 の適用に伴う影響額			-		6,160
特別損失計			3,800		26,041
税引前当期純利益			23,237,304		17,506,407
法人税、住民税 及び事業税			9,481,268		6,974,097
法人税等調整額			22,418		175,798
当期純利益			13,733,618		10,356,511

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第13期	第14期
	自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高及び当期末残高	2,680,000	2,680,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高及び当期末残高	670,000	670,000
資本剰余金合計		
前期末残高及び当期末残高	670,000	670,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	80,897,517	93,072,078
当期変動額		
剰余金の配当	1,559,056	1,818,828
当期純利益	13,733,618	10,356,511
当期変動額合計	12,174,561	8,537,683
当期末残高	93,072,078	101,609,762
利益剰余金合計		
前期末残高	80,897,517	93,072,078
当期変動額		
剰余金の配当	1,559,056	1,818,828
当期純利益	13,733,618	10,356,511
当期変動額合計	12,174,561	8,537,683
当期末残高	93,072,078	101,609,762
自己株式		
前期末残高	19,759	23,003
当期変動額		
自己株式の取得	3,243	22,326
当期変動額合計	3,243	22,326
当期末残高	23,003	45,329

（単位：千円）

	第13期	第14期
	自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日
株主資本合計		
前期末残高	84,227,757	96,399,075
当期変動額		
剰余金の配当	1,559,056	1,818,828
当期純利益	13,733,618	10,356,511
自己株式の取得	3,243	22,326
当期変動額合計	12,171,318	8,515,357
当期末残高	96,399,075	104,914,433
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	18,890	507,233
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	526,123	280,883
当期変動額合計	526,123	280,883
当期末残高	507,233	226,349
評価・換算差額等合計		
前期末残高	18,890	507,233
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	526,123	280,883
当期変動額合計	526,123	280,883
当期末残高	507,233	226,349
純資産合計		
前期末残高	84,208,867	96,906,308
当期変動額		
剰余金の配当	1,559,056	1,818,828
当期純利益	13,733,618	10,356,511
自己株式の取得	3,243	22,326
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	526,123	280,883
当期変動額合計	12,697,441	8,234,473
当期末残高	96,906,308	105,140,782

[重要な会計方針]

<p style="text-align: center;">第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日</p>	<p style="text-align: center;">第14期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日</p>
<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定している） 時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。</p> <p>2．固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～50年 器具備品 3～15年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>3．引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。</p>	<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 満期保有目的の債券 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>2．固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p> <p>3．引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>

第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第14期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
<p>(3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。 （追加情報） 当社では、平成21年7月1日付で退職給付制度の改定を行い、適格退職年金制度を確定給付企業年金制度（キャッシュバランスプラン）へ移行し、また退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。この移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準委員会 平成14年1月31日 企業会計基準適用指針第1号）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成14年3月29日 実務対応報告第2号）を適用しております。本移行に伴う影響は軽微であります。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。</p> <p>(6) 時効後支払損引当金 負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。</p> <p>4. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。</p>	<p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(6) 時効後支払損引当金 同左</p> <p>4. 消費税等の会計処理方法 同左</p>

[会計方針の変更]

<p style="text-align: center;">第13期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第14期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日</p>
<p>退職給付に関する会計基準</p> <p>当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。この会計基準の適用に伴う影響はありません。</p>	<p>資産除去債務に関する会計基準</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ3,890千円減少し、税引前当期純利益は10,050千円減少しております。</p>

[注記事項]

(貸借対照表関係)

<p style="text-align: center;">第13期 (平成22年3月31日現在)</p>	<p style="text-align: center;">第14期 (平成23年3月31日現在)</p>												
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">建物</td> <td style="text-align: right;">485,468千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">483,146千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">2,868千円</td> </tr> </table>	建物	485,468千円	器具備品	483,146千円	リース資産	2,868千円	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">建物</td> <td style="text-align: right;">519,490千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">547,771千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">5,791千円</td> </tr> </table>	建物	519,490千円	器具備品	547,771千円	リース資産	5,791千円
建物	485,468千円												
器具備品	483,146千円												
リース資産	2,868千円												
建物	519,490千円												
器具備品	547,771千円												
リース資産	5,791千円												

(損益計算書関係)

<p style="text-align: center;">第13期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第14期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日</p>

(株主資本等変動計算書関係)

. 第13期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数 (単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

2. 自己株式の種類及び株式数 (単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	6	0	-	6

(注) 増加は端株の買取りによるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通 株式	1,559百万円	120,000円	平成21年3月31日	平成21年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成22年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

(決議)	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	1,818百万円	140,000円	平成22年3月31日	平成22年6月29日

. 第14期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数 (単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

2. 自己株式の種類及び株式数 (単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	6	3	-	9

(注) 増加は端株の買取りによるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通 株式	1,818百万円	140,000円	平成22年3月31日	平成22年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成23年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	30,003百万円	2,310,000円	平成23年3月31日	平成23年6月28日

(リース取引関係)

第13期 (平成22年3月31日現在)		第14期 (平成23年3月31日現在)	
借主側 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料		借主側 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料	
1年内	508,344千円	1年内	570,834千円
1年超	1,715,047千円	1年超	1,479,989千円
合計	2,223,391千円	合計	2,050,823千円

（金融商品関係）

第13期

自 平成21年4月1日

至 平成22年3月31日

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

有価証券及び投資有価証券は主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利リスク等の市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	45,184,694	45,593,563	408,868
その他有価証券	52,840,999	52,840,999	-
(2) 未収委託者報酬	2,947,209	2,947,209	-
資産計	100,972,904	101,381,772	408,868
(1) 未払手数料	1,283,377	1,283,377	-
(2) 未払法人税等	4,806,803	4,806,803	-
負債計	6,090,180	6,090,180	-

(注1)

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

(1) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(2) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債**(1) 未払手数料**

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	147,530

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(注3)

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券			
(1) 国債	-	-	-
(2) 社債	8,000,000	11,700,000	-
(3) その他	15,290,000	10,056,000	-
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1) 国債	2,500,000	2,300,000	4,700,000
(2) 社債	5,000,000	13,327,200	8,100,000
(3) その他	838,000	3,974,000	6,850,000
未収委託者報酬	2,947,209	-	-
合計	34,575,209	41,357,200	19,650,000

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

第14期
 自 平成22年 4 月 1 日
 至 平成23年 3 月31日

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されていますが数行に分散して預入れしており、リスクの軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利リスク等の市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から当社に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少となっております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	7,239,696	7,239,696	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	21,779,521	21,870,039	90,517
その他有価証券	76,317,849	76,317,849	-
(3) 未収委託者報酬	2,510,077	2,510,077	-
資産計	107,847,144	107,937,662	90,517
(1) 未払手数料	1,041,886	1,041,886	-
(2) 未払法人税等	3,306,998	3,306,998	-
負債計	4,348,885	4,348,885	-

(注1)

金融商品の時価の算定方法及びに有価証券取引に関する事項

資産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	130,830

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(注3)

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内
預金	7,239,696	-	-
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券			
(1) 国債	-	-	-
(2) 社債	8,500,000	3,200,000	-
(3) その他	6,156,000	3,900,000	-
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1) 国債	9,500,000	15,100,000	10,700,000
(2) 社債	4,418,000	14,609,200	2,400,000
(3) その他	1,772,000	3,002,000	6,050,000
未収委託者報酬	2,510,077	-	-
合計	40,095,773	39,811,200	19,150,000

(有価証券関係)

. 第13期（平成22年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	社債	19,777,593	19,979,679	202,085
	その他	25,407,101	25,613,884	206,783
	小計	45,184,694	45,593,563	408,868
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		45,184,694	45,593,563	408,868

2. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	68,254	29,506	38,747
	(2) 債券			
	国債	2,505,450	2,504,009	1,440
	社債	23,338,799	23,136,770	202,028
	その他	5,123,657	5,087,926	35,730
	(3) その他	4,152,453	3,681,873	470,580
	小計	35,188,614	34,440,086	748,528
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	12,936	18,600	5,664
	(2) 債券			
	国債	7,030,732	7,037,061	6,329
	社債	3,686,805	3,694,904	8,099
	その他	6,901,911	6,920,792	18,881
	(3) その他	20,000	20,000	-
	小計	17,652,384	17,691,358	38,973
合計		52,840,999	52,131,444	709,554

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額147,530千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	2,400	-	3,800
(2) 債券			
国債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	65,802	5,832	-
合計	68,202	5,832	3,800

第14期（平成23年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	社債	9,014,498	9,061,107	46,608
	その他	10,063,217	10,126,664	63,447
	小計	19,077,715	19,187,771	110,055
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	社債	2,701,805	2,682,268	19,537
	その他	-	-	-
	小計	2,701,805	2,682,268	19,537
合計		21,779,521	21,870,039	90,517

2. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	42,349	17,443	24,906
	(2) 債券			
	国債	18,535,440	18,505,375	30,064
	社債	17,604,671	17,490,777	113,893
	その他	9,493,337	9,457,852	35,484
	(3) その他	3,990,588	3,760,936	229,651
	小計	49,666,386	49,232,386	434,000
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	13,127	22,084	8,957
	(2) 債券			
	国債	17,096,521	17,123,188	26,667
	社債	4,142,440	4,166,134	23,694
	その他	1,614,711	1,615,347	635
	(3) その他	3,784,662	3,895,434	110,771
	小計	26,651,462	26,822,188	170,726
合計		76,317,849	76,054,575	263,274

（注）非上場株式（貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	11,622	625	14,281
(2) 債券			
国債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	11,622	625	14,281

(デリバティブ取引関係)

第13期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日	第14期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第13期 （平成22年3月31日現在）	第14期 （平成23年3月31日現在）
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産（千円）	繰延税金資産（千円）
投資有価証券評価減 321,392	投資有価証券評価減 294,734
ゴルフ会員権評価減 65,889	ゴルフ会員権評価減 68,163
賞与引当金 206,498	賞与引当金 190,629
退職給付引当金 318,789	退職給付引当金 254,572
役員退職慰労引当金 65,479	役員退職慰労引当金 76,336
時効後支払損引当金 24,294	時効後支払損引当金 16,898
事業税及び事業所税 359,392	事業税及び事業所税 249,057
減損損失 352,591	減損損失 351,074
その他 59,395	その他 70,419
繰延税金資産小計 1,773,722	繰延税金資産小計 1,571,885
評価性引当額 768,618	評価性引当額 742,716
繰延税金資産合計 1,005,104	繰延税金資産合計 829,168
繰延税金負債（千円）	繰延税金負債（千円）
未収配当金 505	未収配当金 368
その他有価証券評価差額金 202,321	その他有価証券評価差額金 36,925
繰延税金負債合計 202,827	繰延税金負債合計 37,293
差引：繰延税金資産の純額 802,277	差引：繰延税金資産の純額 791,875
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

（退職給付関係）

第13期

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項（平成22年3月31日現在）

(1) 退職給付債務	1,885,553千円
(2) 年金資産	950,835
(3) 未認識数理計算上の差異	149,523
(4) 退職給付引当金(1)+(2)+(3)	785,195

3. 退職給付費用に関する事項（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

(1) 勤務費用	167,527千円
(2) 利息費用	32,009
(3) 期待運用収益	12,331
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	-
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	23,224
(6) その他（注）	25,670
(7) 退職給付費用(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)	236,101

（注）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- (1) 退職給付見込額の期間按分方法 期間定額基準
- (2) 割引率 1.8%
- (3) 期待運用収益率 1.8%
- (4) 数理計算上の差異の処理年数 10年
- (5) 会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

第14期

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項（平成23年3月31日現在）

(1) 退職給付債務	1,968,146千円
(2) 年金資産	1,153,361
(3) 未認識数理計算上の差異	187,757
(4) 退職給付引当金(1)+(2)+(3)	627,026

3. 退職給付費用に関する事項（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

(1) 勤務費用	164,361千円
(2) 利息費用	33,939
(3) 期待運用収益	17,115
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	-
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	17,274
(6) その他（注）	32,017
(7) 退職給付費用(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)	230,478

（注）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- (1) 退職給付見込額の期間按分方法 期間定額基準
- (2) 割引率 1.8%
- (3) 期待運用収益率 1.8%
- (4) 数理計算上の差異の処理年数 10年
- (5) 会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

（セグメント情報等）

第14期
自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1．製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者情報）

・第13期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

・第14期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．関連当事者との取引

該当事項はありません。

2．親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

第13期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第14期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
1株当たり純資産額 7,459,133円98銭	1株当たり純資産額 8,094,863円52銭
1株当たり当期純利益 1,057,074円56銭	1株当たり当期純利益 797,209円72銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎	1株当たり当期純利益の算定上の基礎
損益計算書上の当期純利益 13,733,618千円	損益計算書上の当期純利益 10,356,511千円
普通株式に係る当期純利益 13,733,618千円	普通株式に係る当期純利益 10,356,511千円
普通株主に帰属しない金額の主な内訳 - 千円	普通株主に帰属しない金額の主な内訳 - 千円
普通株式の期中平均株式数 12,992株	普通株式の期中平均株式数 12,990株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) その行う投資運用業に関して、自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) その行う投資運用業に関して、運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見取の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと
- (5) 前記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成23年3月末現在	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法、以下同じ。）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>（平成23年3月末現在）

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金：51,000百万円

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 投資顧問会社

名称	資本金の額（百万円） 平成23年3月末現在	事業の内容
ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社	1,000	金融商品取引法に定める投資運用業務を営んでいます。

(3) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成23年3月末現在	事業の内容
アーク証券株式会社	2,619	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
あかつき証券株式会社	2,065	
安藤証券株式会社	2,280	
いちよし証券株式会社	14,577	
今村証券株式会社	500	
臼木証券株式会社	255	
宇都宮証券株式会社	301	
エース証券株式会社	8,831	
エイチ・エス証券株式会社	3,000	
S M B C 日興証券株式会社	10,000	
S M B C フレンド証券株式会社	27,270	
株式会社 S B I 証券	47,937	
岡地証券株式会社	1,500	
おきなわ証券株式会社	628	
香川証券株式会社	555	
かざか証券株式会社	3,000	
カブドットコム証券株式会社	7,196	
木村証券株式会社	500	
共和証券株式会社	500	
光世証券株式会社	12,000	

篠山証券株式会社	100	
静岡東海証券株式会社	600	
島大証券株式会社	146	
株式会社 証券ジャパン	3,000	
荘内証券株式会社	100	
高木証券株式会社	11,069	
ちばぎん証券株式会社	4,374	
東海東京証券株式会社	6,000	
東武証券株式会社	420	
奈良証券株式会社	117	
新潟証券株式会社	600	
西日本シティ T T 証券株式会社	1,575	
西村証券株式会社	500	
日産センチュリー証券株式会社	1,500	
ニュース証券株式会社	877	
野村証券株式会社	10,000	
浜銀 T T 証券株式会社	3,307	
ばんせい証券株式会社	1,558	
日の出証券株式会社	4,650	
百五証券株式会社	3,000	
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100	
廣田証券株式会社	600	
フィリップ証券株式会社	720	
二浪証券株式会社	100	
前田証券株式会社	2,198	
松阪証券株式会社	100	
マネックス証券株式会社	7,425	
丸国証券株式会社	601	
丸三証券株式会社	10,000	
丸近証券株式会社	200	
丸福証券株式会社	852	
三木証券株式会社	500	
三田証券株式会社	500	
三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	3,000	
水戸証券株式会社	12,272	
むさし証券株式会社	5,000	
明和証券株式会社	511	
山和証券株式会社	585	
豊証券株式会社	2,540	
楽天証券株式会社	7,495	
リーディング証券株式会社	1,670	
リテラ・クリア証券株式会社	3,794	
ワイエム証券株式会社	1,270	
株式会社阿波銀行	23,452	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	50,710	
株式会社大分銀行	19,598	
株式会社群馬銀行	48,652	

株式会社清水銀行	8,670	
株式会社荘内銀行	7,000	
株式会社千葉興業銀行	57,941	
株式会社鳥取銀行	9,061	
株式会社西日本シティ銀行	85,745	
株式会社百五銀行	20,000	
株式会社百十四銀行	37,322	
株式会社福井銀行	17,965	
株式会社福岡銀行	82,329	
株式会社北越銀行	24,538	
株式会社北國銀行	26,673	
株式会社山梨中央銀行	15,400	
中央三井信託銀行株式会社	399,697	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社りそな銀行	279,928	
株式会社香川銀行	12,014	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社北日本銀行	7,761	
株式会社きらやか銀行	17,700	
株式会社西京銀行	12,690	
株式会社第三銀行	37,461	
株式会社東和銀行	38,653	
株式会社富山第一銀行	8,000	
株式会社東日本銀行	38,300	
株式会社福島銀行	18,127	
株式会社宮崎太陽銀行	12,252	
日本アジア証券株式会社*	4,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
みずほインベスターズ証券株式会社*	80,288	
ソニー銀行株式会社*	31,000	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
ソニー生命保険株式会社*	70,000	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

* 日本アジア証券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社、ソニー銀行株式会社およびソニー生命保険株式会社は受益権の募集の取扱いを行いません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

(2) 投資顧問会社

信託財産の運用に係る助言および情報提供を行います。

(3) 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

* 日本アジア証券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社、ソニー銀行株式会社およびソニー生命保険株式会社は受益権の募集の取扱いは行いません。

3【資本関係】

(1) 委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。
該当事項はありません。

(2) 関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

受託会社

該当事項はありません。

投資顧問会社

該当事項はありません。

販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- 1 目論見書の表紙または本文に写真、イラスト、キャッチ・コピー、ファンド名ロゴマーク、ロゴマーク入り社名もしくは社名を付加して使用すること、また社団法人投資信託協会の定めるファンドの商品分類、申込みに係る事項等を記載することがあります。
- 2 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
 - (1) ・当ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。
 - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
 - ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
 - (2) ・当ファンドは、商品内容に関して重大な約款変更を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
 - ・当ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
 - ・投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者の請求により販売会社から交付されます。請求された場合には、その旨をご自身で記録しておいてください。
 - (3) 当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。
 - (4) 最新の運用実績は委託会社のホームページにてご確認いただけます。
 - (5) 課税上の取扱いは株式投資信託となります。
- 3 投資信託説明書（請求目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部を記載することがあります。
 - (1) ファンドは、公社債など値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
 - (2) 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
 - (3) 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
 - (4) 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。
 - (5) 登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
 - (6) 投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
 - (7) 投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - (8) 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。
 - (9) 当ファンドにおける課税上の取扱いは株式投資信託となります。
- 4 有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。グラフ、図表等に使用するファンドに関するデータは、あくまでも過去の運用実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 5 投資信託約款の重要な事項を投資信託説明書（交付目論見書）に掲載し、投資信託約款の全文を投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に掲載します。
- 6 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、委託会社のホームページ等に掲載します。
- 7 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」、「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月6日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

岩部 俊夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）の平成22年9月18日から平成23年3月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）の平成23年3月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月28日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年11月9日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森重 俊寛 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

宮田 八郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）の平成23年3月18日から平成23年9月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）の平成23年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月27日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。